

日本紀標註

卷之二十四

和書門			
二六	四三	四三	八
冊	架	函	號

庫文閣内		
三	四	和
七	三	
函	七	
	二	書
九	六	
架	八	類
(四十二)		

内閣文庫		
番號	和	43718
冊數		26 (24)
函號	137	99



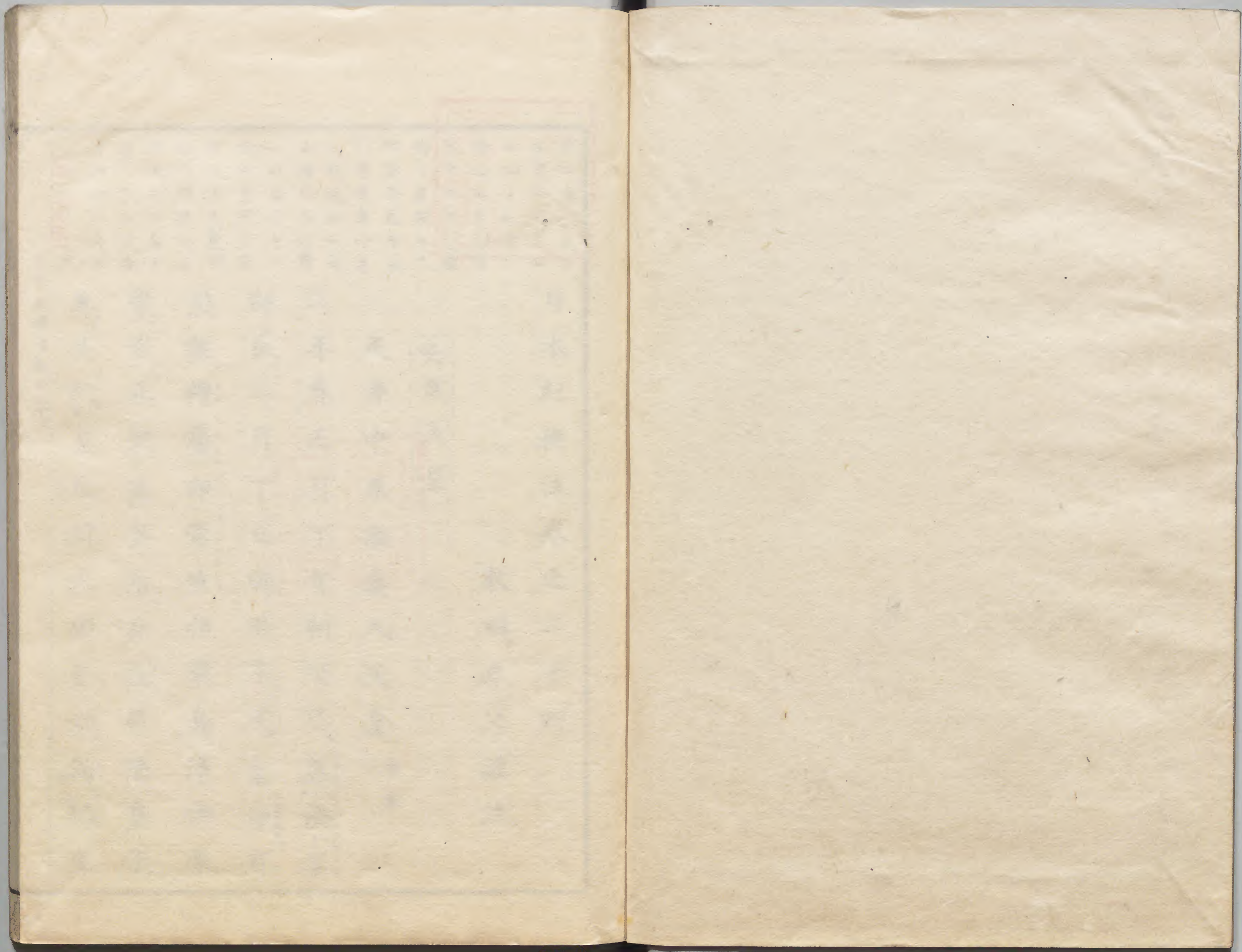
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak







原本卷首、日本書紀卷第一

十九日、癸巳、

癸巳、七日、

未廿六日、

壇

場、高殿、

即高御座を云、

○草壁皇子尊

、既前紀不見

、續紀及万葉

小、此御子を日

並知、皇子と記

せて、其を暫、御

位を踐、於へる

ゆ、及、此小皇子

尊と記せ、委、

日本紀標注卷之二十四

敷田年治謹注

天武天皇

天淳中原瀛真人天皇 中卷

二年春正月丁亥朔癸巳、置酒一宴

群臣、二月丁巳朔癸未、天皇命有

司設壇場、即帝位於飛鳥、淨御原、

宮立正妃、爲皇后、后生草壁皇子、

尊、先納皇后、姊大田皇女、爲妃、生

日本紀標注卷之二十四

〇

田皇女也、天智天皇の御女○大來、皇女與大津皇子次妃大江、皇女生長皇子與弓削皇子次妃新田部皇女生舍人皇子、  
大來皇女齊明紀云、大伯皇女小作、續紀二、大伯内親王、費とら、釈紀、弘仁私記、大來此云於保支とらとど、大來とよむべし、其由齊明紀、小生しつ、○大津皇子、持統前紀、皇子大津謀反發覺賜死とら、猶彼處、小注べし、○大江皇女也、天智天皇の御女あり、○長皇子の長も、乳母の姓小よとら、長直り、持統七年紀、淨廣武、授皇子長、續紀三、二品長親王封二百戸、同六、一品長親王薨、○弓削皇子も、乳母の姓小よとら、持統七年紀、淨廣武、授皇子弓削、續紀一、弓削皇子薨、天武天皇之第六皇子也とら、○新田部皇女也、天智天皇の御女○舍人皇子と申、御名も、乳母の姓小よとら、持統九年紀、以淨廣武、授皇子舍人、續紀三、舍人親王封二百戸、同六、二品舍人親王益封二百戸、同八、賜一品舍人親王、内舍人二人、大舍人四人、衛士三十人、益封八百戸、通前二千戸、同十二、知大政官事一品舍人親王薨、天智中原瀛真人天皇第三皇子也、同廿二、詔追尊先考舍人親王為崇道盡敬皇帝とら、此舍人皇子の御名をイヘヒト親王、またヤトの親王と訓み、記傳ふヒト

子ノミコとよめ、何とも非あり、ト子リとよむべし、然るに古今六帖、法をやらやかた、あひせむと、あけ、どもと云歌、みとぬ、の、とらじと記せれ、ト子リノミコとよむべし、此歌万葉ニ見  
て、舍人皇子御歌一首とら、みとら  
夫人も大刀自  
あ、刀自、允  
恭紀、み見、とら  
後宮職員令  
み、夫人三員三  
位以上○藤原  
大臣、鎌足公  
り、○氷上娘  
万葉二十藤原  
夫人の注、淨  
御原宮御宇、天  
皇之夫人也、字  
 一、曰穗積皇子、其二、曰紀皇女、其  
 二、曰田形皇女、  
 三、曰田形皇女、  
曰、氷上大刀自也、○但馬皇女、乳母の姓小よとら、姓氏録、但馬海直見、三代實録、卅一、但馬公得繼て、ふ人も見ゆ、續紀四、三品但馬内親王薨、天武天

皇之皇女也○新田部皇子、乳母の姓も因たるもや、續紀一に授新田部皇子、淨廣貳、同六に、二品新田部親王封一百戸、同八に、二品新田部親王薨、天淳中原瀛真人、天皇之第七皇子也○大梨娘、續紀九に、夫人正三位石川朝臣大梨比賣薨、その製を又とよめるも、沿承を舊事紀も天、製捨不作り○穗積皇子の乳母の姓もよりたる御名もや、持統五年、紀も、淨廣貳皇子穗積、封五百戸、續紀六に、知大政官事一品穗積親王薨、天武天皇第五皇子也○紀皇女、名義上も准べし、万葉十二に、紀皇女竊嫁高安王、同三に、紀皇女薨、後山前王代石田王、みど見をたり○田形皇女、乳母高田、首もよき、續紀三に、三品田形内親王待子伊勢大神宮、同十に、二品田形親王薨、天淳中原瀛真人、天皇之皇女也

鏡王のまゝと紛らふとしくまて、熟解えたるも、聞らざ、此も女玉も坐し、下ふ天皇幸鏡姫王之家、訊病、また万葉二同四

天皇初娶鏡王女額田姫王、生十市皇女、次納胃形君德善女尼子娘、生高市皇子、命次、突人、臣大麻呂女、檄媛娘、生二男二女、其一曰

八等、鏡王女と云、略解、王女、女玉の誤、と云、其も何とみまれ、其父の傳を洩し、又額田姫王の御父をも洩しつれを、鏡王も額田王の御母あることあるし、万葉二に、近江大津官、御宇、天皇、賜鏡王女、御歌など、つとむ、此鏡王も、天智天皇契、たまひ、又其も女額田王も、契、あひし、同書も額田王、思、近江天皇作歌とて、君待登吾戀居者、と、つとみ、て、あ、る、し、略解、も鏡女王も、則鏡王の女も、て、額田女王、姉と見ゆ、宜長云、此父主も、近江野洲郡の鏡、里も住たまひし、故、鏡王と呼、る、あり、ま、り、と、ど、も父とま、る、べ、ま、時、も、女の方を、鏡、女王と、ひ、て、分、ち、た、る、あ、ら、む、云、々、年治、按、み、此、説、ど、も、論、み、た、ら、ぬ、作、言、ど、も、あ、り、其、父、主、の、名、を、さ、へ、作、出、且、母、子、の、間、を、姉、妹、と、説、き、ま、し、生、国、を、も、作、云、る、惣、て、僻、説、の、甚、し、き、あ、て、名、義、も、何、れ、も、乳母の姓と見て、つとむべし、原本鏡王、下女、字を落せて、歎、紀、も、極、て、補、ふ、○額田姫王も、右、も、云、る、如、く、ま、じ、め、天、智、天、皇、も、ち、ぎ、て、あ、ひ、し、ら、ど、後、も、天、皇、も、召、と、た、ま、ひ、ぬ、○十市皇女も、大和国十市も、由、ら、る、御、名、あ、る、べ、し、七、年、條、も、十、市、皇、女

忍壁皇子、其二曰磯城皇子、其三曰泊瀬部皇女、其四曰託基皇女、乙酉、有勲功人等、賜爵有差

薨於宮中云々○賀形君、神代紀ニ注せり○高市皇子命、此御子上ニ去むく  
 見返たり、持統四年、紀ニ以皇子高市為太政大臣、同六年正月、增封二千戸、同七  
 年、授淨廣壹、同十年、後皇子尊薨ニつて、後ニも、草壁皇子ニ對たり、按ニ草壁  
 皇子ニも御位を繼ニたまひしを、此紀ニ其傳を洩し、高市皇子ニも次の御代ニ立た  
 るべきを、早ニ薨ニ於へて、故此ニ皇子ニも尊字を加、万葉ニも、高市皇子尊ニと記  
 し、又高市皇子、宮ニともり、東宮ニ坐し、こと疑ひまし○穴人臣、崇神紀ニ注  
 しつ○檄媛娘、原本擬ニ作ニり類聚國史ニよりて改ニつ按ニ檄ニも穀ニも木扇ニを  
 加ニたるを、忍壁皇子ニ上ニ注せ、是ニもオサカベニとよまむり○磯城皇  
 子、續紀ニ三ニ四品志紀親王封百戸、又同書ニ三品志紀親王ニも見返、天智天  
 皇の御子ニ施基皇子ニつり、續紀ニ志貴ニ作ニり、混ニべりニず、名義ニ何ニもお  
 ちじ○泊瀨部皇女、續紀ニ六ニ四品長谷部内親王益封一百戸、同十四ニ三品長  
 谷部内親王薨、天武天皇之皇女也、此皇女ニのこと、万葉ニ二ニ見返、名義ニ乳  
 母の姓ニよニはり○託基皇女、續紀ニ三ニ四品多紀内親王、參于伊勢太神宮、同  
 十二ニ授ニ三品、同十七ニ一品、多紀内親王薨、天武天皇の皇女也、大和志吉野郡  
 宇智郡等ニ滝村ニつて、此地ニ由ニり御名ニ、  
 託字、此紀ニ例ニなき仮名ニあり○乙酉、廿九日  
 壬寅十七日○  
 備後、和名抄ニ

三月丙戌朔壬寅、備後國司獲白

吉備乃、美知乃  
 之利○龜石郡  
 和名抄、同國郡  
 名、神石、加女志  
 ○課役賦、役令  
 損八分以上、  
 課役俱免、義解  
 小、課者調及副  
 物田租之類也、  
 役者庸及雜徭  
 之類○書生、雅  
 古紀ニ注せ、  
 是を叙紀の秘訓ニよりて、テカキニよニつ、按ニ上代書ニをテと云、枕冊子ニ  
 ちしきて、をちりき、紙ニよりき、持統紀ニ書博士ニをテノハカセニよニみ、此外ニも  
 らひ、書紙ニ手本ニも、准ニまはべし、此書ニ大占ニより出たる詞ニも、骨ニ北ニ也、  
 をマサテと云、正書ニあり、此こと猶國字考ニ委記ニおきつ○一切經、推古紀  
 小見ニた、○川原寺、孝德紀ニ注せ、○巳巳十四日○泊瀨齋宮、大和志城上  
 郡條ニ古蹟ニ在、泊瀨氣波比坂下、是ニも今の京ニよて稱ニし、野宮ニよるべし○近神之

雉、於龜石郡而貢、乃當郡課役悉  
 免、仍大赦天下、是月聚書生、始寫  
 一切經、於川原寺、夏四月丙辰朔  
 巳巳、欲遣侍大來皇女、于天照大  
 神宮而令居泊瀨齋宮、是先潔身  
 稍近神之所也

○日本紀標注卷之二十四

○四

所齋宮式子、凡天皇即位者、定伊勢太神宮齋王、仍簡内親王、未嫁者、卜之、訖即遣  
勅使於彼家、告示事、由神祇、祐已上一人、率僚下隨、勅使共向、卜部解除神部以木  
綿著、賢木、立殿、四面及内外門、其後擇日、時百官為大袂、凡齋宮親王定畢、即卜宮  
城内便所為初齋院、後禊而入、至于明年七月、齋於此院、更卜城外、淨野、造野宮、畢、  
八月上旬卜定吉且、臨河、後禊、即入野宮、自遷入、且至于明年八月、齋於此宮、九月  
上旬卜定吉且、臨河、後禊、未入伊勢齋宮云々、按齋宮の去、一、既、崇神紀不見  
こたれど、此御代より祭式等  
いづめしく定、其いしよや

夏五月乙酉朔、詔公卿大夫及諸  
臣連并伴、造等曰、夫初出身者、先  
令仕大舍人、然後選簡才能、以充  
當職、又婦女者、無問有夫無夫、及  
長幼、欲進仕者、聽矣、其考選准官  
及明法、甲第、大

初位上云々 ○  
大舍人、職員令  
小左大舍人寮  
大舍人八百人  
由壬申年之勞、贈小紫位

右大舍人寮准之、義解、謂大舍人、是供奉之人、云々、猶雄略紀、注せり ○欲進  
仕者、後宮職員令、凡諸氏氏別、貢女、皆限年三十以下、十三以上、雖非氏名、欲自  
進仕者、聽、義解、謂氏別、貢一人之外、別欲進仕也 ○考選、位定あり、位も品も  
るゆゑ、譬、む和名抄、正四位上、於保伊與豆乃久良井乃、加美豆之奈、と注せり  
が如し、選叙令、義解、選者、選擇、言、選才、授官也、叙者、考叙、言、計考、叙位也、考課令  
小、官人、景迹、功過、應、附考者、皆須實録云々、北山抄、二月十日三省申考選、目錄

○庚寅六日 ○  
沙宅昭明、天智  
紀、以、大錦下  
授、佐平余自信  
沙宅昭明、と、  
秀才、於是、天皇驚之、降恩、以、贈外  
百濟官十六品  
○大佐平、と、  
小紫位、重賜本國、大佐平、位、壬辰

當り ○壬辰  
八日 ○耽羅、繼  
體紀不見、  
久麻藝、  
天智紀及、次の  
四年、條ふら、久  
麻伎、不作まり、  
都羅と宇麻と  
三人あり ○巳  
亥十五日 ○韓  
阿、新羅官十  
七等の中、第  
五等を大阿、  
と云、第六等を  
阿、と云、  
を、上み冠らし  
云、る、新羅人の常ふて、續紀九、  
例多く、奈麻も新羅の官名、  
新羅の官名、本阿を河、  
誤、  
金、  
儒、  
壬辰、  
阿、  
を、  
卯、  
と、  
然、  
名、  
用、  
前、  
と、  
○、  
と、

耽羅遣王子久麻藝、都羅、宇麻等、  
朝貢、巳亥、新羅遣韓阿、  
阿、  
并遣一吉、  
山等、  
寶、  
饗、  
即從筑紫返于國、  
調使、  
其、  
於、  
賜、  
各、  
有、  
差、

の中、第十二等不當り ○一吉、  
誤、  
金、  
儒、  
壬辰、  
阿、  
を、  
卯、  
と、  
然、  
名、  
用、  
前、  
と、  
○、  
と、

秋八月、甲申朔壬辰、詔在伊賀國、  
紀、  
而、  
大兄、  
仍、  
使、  
○、  
六、



等の官あるゆゑも、位頭大兄と云々、

戊申廿五日○大宰府を云、○大乙上、天智三年、制、終ふ二十六階の中の第十、九階あり○佐平位も、百濟国のふるを、耽羅国の使人も、賜ひしを思へむ、耽羅も百濟も、爵位も同制も、しを知らべし○當其国之佐平位、通證も

戊申、喚賀騰極使、金承元等、中客以上二十七人、於京、因命大宰、詔、耽羅、使人曰、天皇新平天下、初之、即位、由是唯除賀使、以外、不召、則汝等、親所見、亦時寒波嶮、久淹留、之還、爲汝愁、故宜疾歸、仍在國王、及、使者久麻藝等、肇賜爵位、其爵者大乙上、更以錦繡潤饒之、當其

此條を注して、或有脱誤歟と云、るが如く、實誤、りる歟し○庚辰廿八日○大乙申晦日○大郡、集解、不和名抄、席田郡、郷名、大國を引合、た、丙戌五日○大嘗、大嘗、大嘗、祭式、九、踐、祚、大嘗、七月以前、即位者、當年行、事、八月以後者、明年行事○播磨丹波、七、悠紀、主基の国郡、不

國之佐平位、則自筑紫返之、九月、癸丑、朔、庚辰、饗、金兼元等、於難波、奏、種種樂、賜物各有差、冬十一月、壬子、朔、金承元罷歸之、壬申、饗、高麗、耶子、新羅、薩儒等、於筑紫、大郡、賜、祿各有差、十二月、壬午、朔、丙戌、侍奉、大嘗、中臣、忌部、及、神官、人等、并、播磨丹波二國、郡司、亦以、下、人、夫等、悉、賜、祿、因、以、郡司等、各

又大嘗祭式、其年預令所司卜定悠紀主基、同郡と云々、猶下不見也、○戊戌十七日、○紀臣訶多麻呂之下堅麻呂子作より、○高市大寺、大和志、不在高市郡、小山村、東、礎石尚存云々、此寺元廣瀬郡百濟村、不在、熊凝道場とも、百濟大寺とも云、委皇極元年、紀不注せ、造云々、中古造東大寺司、造興福寺司の如し、續紀二、造大安薬師、官准察云々、大安寺、即此大寺を、平城遷て、後の号あり、○大寺司下、原本今大宮大寺の細字あり、私記撰入として、集解不削とる、小従ふ、○知事字の如し、知太政官事准知

賜爵一級、戊戌、以小紫美濃王、小錦下紀、臣訶多麻呂、拜造高市大寺司、時知事福林僧、由老辭知事、然、不聽焉、戊申、以義成僧、為小僧都、是日、更加佐官二僧、其有四佐官、始起于此、時也、是年也、大歲癸酉

○小僧都、此小僧とも、見也、推古紀、不徳積為僧都、とあり、も併見るべし、○佐官和名抄、神祇曰、史省曰、録、彈正曰、疏云々、皆佐官の祐筆あり、四佐官を置して、此寺に限る、寺

べし、○戊申廿七日、○昌成、續紀二十七、百濟王昌成、毎年隨父歸朝、先父而卒、此小紫位百濟王系譜、不此を外、不作より、○戊申廿八日、○丙辰七日、○忍海造、神功紀、天智紀、等、見也、たり、○銀始出、三代實録十一、太

三年春正月、辛亥朔庚申、百濟王昌成薨、賜此小紫位、二月辛巳朔戊申、紀臣阿閉麻呂卒、天皇大悲之、以勞、壬申年之役、賜大紫位、三月庚戌朔丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、即貢上、由、是大國、授小錦下位、允銀、有倭

宰府言、對馬嶋銀穴、在下縣郡、

自高山、底穿鑿巖石、四十許丈、

式、小同国下縣郡銀山上神社、銀山神社、伴信友、神名式土代、在佐領郷と云

又、朝野群載、引々、對馬貢銀記、嶋中珍貨充溢、自銀鈿錫真珠金漆之類、長

為朝貢、其採銀之地、極為險難、多年穿鑿中、漸深、自口入、底、二三許里、日月之光不

得照之、三人連年以為一番云々、本草和名醫心方等、白銀之呂加、出對馬国

○奉諸神祇、按国寶の世不見るとむ、先天下の神祇、告るも例あり、續紀十

七、天平二十年二月、陸奥国始貢黄金、於是奉幣以告畿内七道、諸社云々

庚辰五日○神府七祝倉あり、垂仁紀、神庫此云保玖羅○

國、初、出于此時、故悉奉諸神祇、亦

同、賜小錦以上、大夫等

秋八月、戊寅朔庚辰、遣忍壁皇子、

於石上、神宮、以膏油、瑩神寶、即日

勅曰、元來諸家、貯於神府寶物、令

皆還其子孫、冬十月丁丑朔乙酉、

大來皇女、自泊瀨齋宮、向伊勢神

宮、

四年春正月丙午朔、大學寮諸學

生、陰陽寮、外藥寮、及舍衛女、墮羅、

女、百濟王善光、新羅仕丁等、捧藥

及珍異等物、進

○陰陽寮和名抄、於午夜宇乃豆加佐、○外藥寮、通證、謂典藥寮と云、此外

藥寮、不對、職員、令、内藥司、ら、を、養老の令、外藥を、停め、寛平八年、内藥司

を、典藥寮、併たり、○舍衛女、孝德紀、不見、なり、○墮羅、齊明紀、不見、なり、是

を、耽羅、小、お、さ、し、○善光、天智紀、不注、せ、了、原本、光を、先、誤、と、せ、了、教紀、不、扱、り、て、改

云々、上代野宮を、泊瀨、小、作、を、し、小、や、齋宮、式、小、允齋、内親、王、在、京、潔齋、三年、即、每、朔、日、著、木綿、髪、參、入、齋、殿、遙、拜、太神、云々、齋、終、之、後、乃、向、伊勢、太神宮、大學寮、日、中、行、事、秋、莫、條、小、ふ、む、や、の、つ、ら、さ、と、記、せ、り、書、屋、の、司、あり、○學、生、職員、令、大學、寮、下、學生、四、百、人、掌、分、受、經、業、

○日本紀標注卷之二十四

九

む○藥、按不中昔より、元日小屠蘇  
白散を獻ると、此小本つらるる

丁未二日○拜  
朝も孝徳天皇  
大化二年、正月  
元日みとしは

申、百寮、諸人初位以上進ル薪、庚戌、

始興ス占星臺、壬子、賜宴ヲ群臣於朝

日○進薪ニ西  
宮記ニ、正月上  
子日、宮内省御

薪、諸司次第列立作法畢、取後弁摩靴云、縦云々、江次第ニ、年中所用御薪、諸司並

五畿内、国司供進宮内省正廳東第三間立辨、床子、第四間立式部兵部宮内、輔丞

録、床子云々、式部省掌就版申云、司司申、御薪進申、丞云、進礼、録讀申云、司司乃進

礼留御薪進留礼、若干枚、申賜止申云々、雜令ニ、文武官人毎年正月十五日、並進  
薪長七尺、以二十株為一擔、一位十擔三位以上、八擔四位、六擔五位、四擔初位以  
上二擔、無位一擔、諸土准此云々、主殿式ニ、年中所用御薪、湯殿料一百八十荷、御  
匣殿御洗料七十二荷、御沐料一百八十荷、御脚水料二百四十荷、御炊料七百八  
荷、儲料二百荷、御贊殿五荷云々、年中行事歌合ニ、百去きの百のつうは此、みり

ま本ニ、民の烟もふきといふり、按不進ニし日と、古今沿革あり○庚戌五日  
○占星臺、字のおとし、職員令陰陽寮ニ、掌天文曆數風雲氣色、義解ニ謂天文者  
日月五星二十八宿也、曆數者計日月之度數而造曆授時也、氣色者風雲之氣色  
也云々、唐書百官志ニ、司天臺監一人正三品、掌察天文曆數、凡日月星辰風雲  
氣色之異、率其屬而占云々、按不後ニ天文臺と云、即此占星臺ニふふじ○壬  
子七日○宴群臣、類聚国史大同二年、正月戊子曲宴、賜五位已上、衣被、文德實録  
齊衡四年正月乙丑、禁中有曲宴、預之者不過公卿近侍數十人、昔者上月之中必  
有此輩時、謂之子日、態也、今日之宴、脩舊迹也云々、公事根源ニ、子日の元始を記  
せれど、決て此曲宴ニ、其ま  
とのまじめふニ、りりむ

壬戌、公卿大夫及百寮、諸人、初位

以上射ニ于西門、庭、亦是日大倭、國

貢瑞雞、東國貢白鷹、近江、國貢白

鷄、戊辰、祭幣諸社

次天智天皇九年正月七日、又行これき、あつるに公事根源、正月射礼を、十七日と記せ侍也、此御代の此年を例とせし、予や然れど西宮記、北山抄、江次第等不也、正月十八日と定日とせて、代々の沿革を見るべし。○白鷹和名抄、白鷹之良太賀、古歌不伝、去らふの鷹ともよめ。○戊辰廿三日、○祭幣諸社、此祭式世不傳也。

二月乙亥朔癸未、勅大倭、河内、攝津、山背、播磨、淡路、丹波、但馬、近江、若狹、伊勢、美濃、尾張等國、曰選所、者、即傳已子孫、令習歌笛、北山抄大嘗會條、國司率風俗、歌人等入、自儀、門、且歌、參入、儀、式云、國司立前、次、音、人、次、哥、女、次、哥、男、天慶記云、前、男、廿、人、後、女、廿、人、樂、人、在、家、後、雅、樂、式、不、歌、女、者、取、照、女、容、貌、端、正、有、聲、音、者、充、之、職、員、令、雅、樂、寮、不、歌、人、三、十、人、歌、女、一、百、人、

而貢上、丁亥、十市皇女、阿閉皇女、  
マサデマス 參赴於伊勢神宮

日本後紀、延暦廿四年十二月、公卿奏議云々、雅樂歌女五十人、減批人云々、此不見、心たる、十三國も、大嘗會の由機、主基の、御卜不預、る國等不て、うねて其國々の風俗歌を、聞食し、路もむとあり。○侏儒、武烈紀不見、正た、同紀不倡優をよみ、彼、不注しつ。○丁亥十三日、○阿閉皇女、天智天皇の御子、不て、彼、不也、阿倍皇女、不作とて、後、不元明天皇と申す。

已丑十五日、○甲子年、天智天皇三年、○部曲、天智三年紀、不、増、氏、上、民、部、家、部、等、事、と、ろ、を、云、孝、德、二、年、紀、不、罷、昔、在、天、皇、等、所、立、云、々、部、曲、之、民、處、處、田、莊、○親、王、此、稱、此、不、也、

已丑、詔曰、甲子年、諸氏被給部曲者、自今以後除之、又親王諸王及諸臣并諸寺等所賜、山澤嶋浦林野陂池、前後並除焉、癸巳、詔曰、群臣百寮、及天下人民、莫作諸惡、若有犯者、隨事罪之。

めて見正たて、繼嗣令小、九皇、兄弟皇子、皆為親王、以外並為諸王と存る如く、天皇の御子と存るを惣て親王内親王と稱し、後世も殊更不、親王の宣旨のて、親王と稱し、宣旨なきを諸王の列とす、猶親王宣旨の式も、江次第十七不見正たて、○諸王も推古十三年紀、大臣及諸王諸臣と見正たり、按小上代諸王と稱し、皇親を惣たる稱ありしを、後小天皇の御子と存、兄弟姉妹を親王と稱し、自餘を諸王と申て、五代を限とし、或も六七世までも、王名を廢せざるも、何れ、繼嗣令小、自親王五世、雖得王名不在皇親之限、文德實錄八、奏、五世王者、雖有王号、非王親之限、其朝服色、宜依王臣、位階從之、○癸巳十九日、丁酉廿三日、○大監、東国通鑑、新羅真平王五年、條小、新羅始、置、船府署大監、守監各一員、○級、食も、新羅官十有七等の、第九不當、級、伐、食と云、ろを略、

遣<sup>テ</sup>王子忠元、大監級、食、金比蘇、大監、奈末、金天冲、弟監、大麻朴武麻、弟監、大舍、金洛水等、進調、其、逐使<sup>オカリ</sup>、奈末、金風那、奈末、金孝福、送、王子

て、彼国不ても級、食と云、東国通鑑、百官公服、條小、級、食、緋衣並、牙笏と存る、○金比蘇、原本比を此小作とて、今、秋紀不、扱る、○大麻、新羅官第十等、大奈麻の略、稱、○弟監、上の大監不、併、注、つ、○大舍も、第十二等の官あると、上、不、注、せ、○逐使、通證不、逐、當、作、送、と、云、○新羅人の姓、小、金某と云、ろも、彼国の王族あり、五代、史七十四、小、新羅の、た、を記して、云、新羅、弁韓之遺種也、云々、其大族、曰、金氏、朴氏、と、つ、り、朴氏も、東国通鑑、新羅の始祖を記せば、處、不見、正、た、る、丙午二日、○土左、大神、式、小、土佐、国土、佐郡、都、佐坐、神社、同、国風、土、記、小、土左、郡、郡家、西、去、四里、有、土、左、高、賀、茂、大、社、其、神、名、為、一、言、主、尊、也、其、祖、未、詳、一、説、

忠元<sup>ヲ</sup>於筑紫、三月乙巳朔、丙午、土左、大神、以<sup>テ</sup>神刀<sup>ヲ</sup>一口、進于天皇、戊午、饗<sup>ニ</sup>金風那等、於筑紫、即自筑紫歸之、庚申、諸王、四位、粟隈、王、為<sup>ツ</sup>兵政<sup>ノ</sup>官長、小錦、上大伴、連、御行<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>大輔、是月、高麗、

曰、大穴六道、尊  
子、味部高彦根  
尊也、今一宮村  
と云、小坐、とぞ、

高賀茂も、式不  
大和国葛上郡、

遣<sup>ニ</sup>大兄富于、大兄多武等、朝貢、新  
羅遣<sup>ニ</sup>級喰朴勤脩、大奈末金美賀、  
進調

高鴨阿治須岐、託彦根命、神社と云、風土記の一説と合、○神刀一口云々、  
上代大神の人、不頭、已、終りしと常不、其例を云、崇神紀、大物主神人、不化、  
て、倭迹々日百襲姫、命、不通、記の同御世、同神活玉、依毘賣、不通、景行紀、  
阿蘇津彦、神人、不化、記の應神、條、氣比、神と告りて、終り、履中紀、筑紫宗  
像の三神、宮中、不頭、雄略紀、天皇葛城山、不、一事主神と狩し、終りし、  
枚舉、不違、所、神の御上、常人の推量、奉るべき、不、終り、然、不注者、此件  
を疑、る、如何、○戊午十四日、○庚申十六日、○諸王、此二字、衍、り、と思へど、  
原本の儘、○兵政官も、兵部省を云、和名抄、都波毛、乃々、都加佐と注し、長と卿  
不、職員令、不、卿一人、掌、内外武官、名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、兵器、儀仗  
城隍、烽火、事、○大伴連御行、十四年、紀、不、賜、御衣、袴、持統五年、紀、不、封、八十戸、通前  
三百戸、同、十年、紀、不、賜、資人、八十人、續紀、一、不、授、正廣、參、同、二、不、大納言、正廣、參、大  
伴宿禰、御行、薨、帝甚、悼、惜、之、云々、贈、正廣、武右大臣、御行、難波、朝右大臣、大紫長德

之子也、同五、不、詔曰、贈右大臣從二位、大伴宿禰御行之妻、紀、朝臣音那、夫存之日、  
相勸、為、国、之道、夫亡之後、固守、同墳、之意、朕思、彼貞節、感歎、之深、其、賜、邑、五十戸、○  
大輔和名抄、不、省、曰、輔須介、原本、大補、不、誤、と、載、紀、不、扱、て、改、七、○大兄、陪  
書八十一、高麗、條、不、官十二級の中、第一級、大兄、次、大兄、次、小兄、と、云、

戊寅五日、○二  
千四百云々、か

、る僧尼を集  
め、大會せしこ  
と、胡佛渡來以  
來、聞りざるこ  
とあり、さて、  
を佛毒盛、不、行  
これ、遂、不、聖武  
孝謙、兩朝、の惑  
ひを、不、取、た、る  
不、れ、故、近江の  
皇緒、不、幸、マ、つ  
る也、由、ら、り、ぬ

夏四月、甲戌朔、戊寅、請<sup>テ</sup>僧尼二千  
四百餘、而大<sup>ニ</sup>設<sup>ラ</sup>齋<sup>ヲ</sup>焉、辛巳、勅<sup>ニ</sup>小錦  
上當麻呂、公廣麻呂、小錦下久努臣  
麻呂二人、勿<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>朝參、壬午、詔曰、諸  
國貸<sup>イフシテ</sup>稔、自今以後、明<sup>ニ</sup>察<sup>シ</sup>百姓、先<sup>ニ</sup>知<sup>ラ</sup>  
富貧、簡<sup>ニ</sup>定<sup>ス</sup>三等、乃中戸以下、應<sup>ニ</sup>與<sup>ス</sup>  
貸<sup>ベシ</sup>

む○辛巳八日○當麻公廣麻呂下小直大參當麻真人廣麻呂卒、以壬申年之功、贈直大壹、原本麻を摩小作、今下文小從小○久努臣麻呂、此人を下小直廣肆阿倍久努朝臣麻呂小作、十三年十一月、朝臣改姓の條、小脱九、續紀五、小從三位阿倍朝臣宿奈麻呂言、從五位上引田朝臣迹間、從七位下久努朝臣御田次、少初位下長田朝臣太麻呂等、實是阿倍氏、正宗、與宿奈麻呂無異、但緣居處、更成別氏、於理斟酌、良可哀、於今宿奈麻呂、特蒙天恩、已歸本姓、然此人等、未露聖澤、冀望各正別氏、俱蒙本姓、詔許之、何也、孝元天皇の皇子、大彥命の後、ふるを、舊事紀、小物部大小市、連公、佐夜部直、久奴直等の祖とも、物部印岐美、連公、久努直、佐夜部直等、祖とも、何ぞ、て、此祖を異小し、甚不審あり、姓氏録、小佐夜部首、伊香我色、雖命之後也、何ぞ、物部同姓あり、熟おもふ、是も元より同名異姓、小て混ひやまし、心してみるべし○勿使朝參、何り、ふる故、何り○壬午九月○賞稅、雜令、小凡、以、稻粟、出舉者、任、依、私契、官不為理、仍以一年為斷、不得過一倍、其官、半倍、並不得、因、舊本、更、令、生利、及、廻利、為、本、義、解、小此條亦包公私、何ぞ、猶孝德紀の、賃稻、小注せ、

癸未十日○風神、神代紀、小、級長、戶邊、命、亦、曰、級長、津彥、命、

癸未、遺、小紫美濃、王、小錦下佐伯、連廣足、祠風神、于龍田、立野、遺、小

とら、但、是、も、亦、名、小、何、ら、

錦中間人、大蓋、大山中曾禰、連韓、犬、祭、大忌、神、於廣瀨、河曲、

式、小、大和、國、平、

群郡、龍田、坐天、御柱、國、御柱、神社、龍田風神祭、詞、小、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命、共、御名者、悟、奉、出、云々、吾宮者、朝日、乃日向處、夕日、乃日隱處、乃龍田能立野乃小野余、吾宮、夜定、奉、出、云々、年治、按、小天、御柱命、此古神、小、級長、津彥命を申し、國、御柱命、此賣神、小、級長、戶邊命を申せりと、祭、ゆ、抑、風、也、此、二、大神の御息、小、天地の傾、小、覆、ら、ど、は、也、風、を、天地の柱、と、あり、て、支、つ、る、ゆ、也、小の、つ、り、ら、神、名、小、何、ら、負、奉、り、ら、び、神、祇、令、風、神、祭、の、義、解、小、廣瀨、龍田、二、祭、也、欲、令、冷、風、不、吹、稼、穡、滋、登、故、有、此、祭、志、小、在、同、郡、立、野、村、と、記、せ、

○間人、大蓋、此、姓、也、推古紀、間人、連、塩、蓋、小注、し、つ、原本、大、字、を、淺、せ、り、叙、紀、小、よ、り、て、補、ふ、○曾、禰、連、韓、犬、姓、氏、録、小、曾、禰、連、神、饒、速、日、命、六、世、孫、伊、香、我、色、雄、命、之、後、也、原本、大、を、大、小、作、り、下、小、曾、禰、連、韓、犬、後、小、錦、下、位、と、り、ら、小、抑、り、て、改、む、○大、忌、神、式、小、大、和、國、廣瀨、郡、廣瀨、坐、和、加、宇、加、賣、命、神、社、廣瀨、大、忌、祭、詞、小、廣瀨、能、川、合、小、稱、辭、竟、奉、流、皇、神、能、御、名、乎、白、久、御、磨、持、須、留、若、宇、加、能、費、能、命、登、御、名、者、白、也、云々、神、祇、令、大、忌、祭、の、義、解、小、謂、廣瀨、龍田、二、祭、也、令、山、谷、水、變、成、甘、水、浸、潤、苗、稼、得、其、全、稔、故、有、此、祭、公、事、根、源、廣瀨、龍田、祭、條、小、是、兩、社、也、大、和、國、小、何、ら、祭、の、日、也、廢、務、也、年、小



二度行とも、使も前の日より、大忌風神の祭といふ是あり、風水の難とのぞき  
て、年穀の豊ふることを、祈申さる、みや云々、此神とちの靈徳、まよふく坐ま  
せるゆゑ、今年よりとじめて、おむくみ使をつりとして、祭ら  
しめ給へ、大和志、在河合村とらむ、上代と河曲と云らむ

丁亥十四日、久努臣の久を、  
原本本文誤と  
○對捍詔使、  
名例律、八虐、  
六曰大不敬、對  
捍詔使、而無入  
臣之禮、注、謂  
奉詔出使、宣布  
四方、有人對捍  
不恭、詔命、而無  
入臣之禮者、云  
々、○官位盡追、  
按、小官を解き

丁亥、小錦下久努、臣麻呂、坐對捍  
詔使、官位盡追、庚寅、詔諸國曰、自  
今以後、制諸漁獵者、莫造檻宰及  
施機槍等之類、亦四月朔以後、九  
月三十日以前、莫置比滿沙伎理  
梁、且莫食牛馬犬猿雞之實、以外  
不在禁例、若有犯者、罪之

位を追ふこと、爰ふとめて見返たり、原本盡と書ふ誤と、類聚国史子扱て  
改む、○庚寅十七日、漁と和名抄子、須奈度利と注せ、鱒魚捕あり、○檻と、色  
葉字類抄、ヲリと注せ、此假名未定らむ、古今著聞集二十、蛇くまぶりの  
と、そのもとふ、すてみちりづきぬ、件のと、はそき木を、土みうちたて、  
るとのふて、大の蛇と、のさまよ、かしらを入て、の返むと、を云  
々、漢書五行志、豕出園、壤都窟云々、神功紀、檻とウナヤとよめ、○宰と  
獸穴あり、欽明紀、網宰とよみ、和爾雅、宰を、オトシアナと注せ、○機槍  
と踏放る、雜令、作檻宰及施機槍、不得妨、徑及害人、義解、謂檻者、圍、宰者、  
並所以捕獸者也、○比滿沙伎理、梁、此語詳あらむ、仮名、傳、たるを思へ、撰者  
も意を得ざ、り、紀中、は例多、通證、小遮、隙之義と云、年治、按、隙  
扱の延語、四月より九月の間、魚水上、小浮び、是と漁る、小透間の扱、き、梁  
を架、小魚、迄も盡まじきとの意あり、○牛馬犬猿雞の五種も、上代より食物、  
為さし、此程、飾、み、食ふもの、有り、古語拾遺、大地主神、營田之日、  
以、牛、食、田、人、と、有り、御年、神の神徳を、著、さ、ひ、設、ふ、れ、を、尋、常、の、こと、み、  
ざ、し、し、を、知るべし、抑、上、代、より、牛、馬、の、肉、を、常、人、の、食物、と、せ、し、こと、書、み、見、  
ず、千、年、前、後、より、屠、兒、ふ、と、許、し、給、ひ、む、其、こと、今、昔、物、語、み、見、返、たり、此、四、十  
年前、まで、と、雜、肉、を、食、さ、る、國、の、多、う、し、も、誰、も、去、は、こと、あり、或、説、小、牛  
と、耕、と、助、け、馬、と、人、を、乘、せ、犬、と、夜、と、守、り、猿、と、人、み、似、う、し、ひ、雞、と、時、を、告、る、ゆ

るありと云々、然も何ぞおびえたりは御世の名の、明治と改たる年より、世舉  
洋風を慕ひ、貴賤老若、牛を食ふを建き業とし、是を忌避む頑固と卑しめ  
是を食ふを開化と称するより、好むは色のも、強て食ふらひ、耻と思ふもの、千  
人ふして一二人ふ過さば、いとく、浅ましき業ありや、是よりして正朔  
服色も彼のふ轉じ、我古とおぼしきも、日小月小  
隠るひ果ぬること、何うぞ口をし、業ありかし、穴賢

辛卯十八日  
三位も紫冠本  
○麻績王、世  
系詳あらざ  
因幡も、式小伊  
勢国壹志郡稻  
業神社あり、此  
地も、国名の  
因幡ふら  
じ、然も万葉一  
子、麻績王流於  
伊勢国伊良虞

辛卯、三位麻績王有罪、流于因幡、  
一子流伊豆、嶋、一子流血鹿嶋、丙  
申、簡諸才藝者、給禄各有差、是月  
新羅王子忠元、到難波、六月癸酉  
朔乙未、大分君惠尺、病將死、天皇  
大驚、詔曰、汝惠尺也、背私同公、不

鳥之時、人哀傷  
作歌、打麻乎、麻  
績王、白水、郎有  
哉、射等籠、荷四  
間乃、珠藻、菊、麻  
須、麻績王聞之、  
感傷和歌、空蟬、  
伊勢国伊良虞、鳥者、若疑、後人縁歌、辞而誤記乎、と、つるも中々、誤るるを、略解  
せしめ、此注を、諾るも如何、志陽略志、伊良湖崎、在伊良湖村、此地者、三河国  
渥美郡也、此地、去神鳥一里、以近、混志摩国、と、つる如く、壹志郡の海より、遠りら  
ぬ地、おれ、お、時々、伊良湖邊、ふも遊、於ひり、右、不見、色たる神嶋、志摩国、答  
志郡、み、此嶋、小王子、墓と云、つ、若、麻績王、此、不、薨、し、於、ひ、し、不、や、○血鹿嶋  
也、肥前国松浦郡、み、敏達紀、不見、色たる、○丙申、廿三日、○乙未、廿三  
日、○雄心、原本、雄、下、之、字、つ、も、行、と、○厚賞、原本、厚、を、原、不、誤、り、  
已酉、七日、○三  
宅吉士、垂仁、紀  
み注、せ、○癸  
已、廿二日、○丙

惜身命、以遂雄心、勞于大役、恒欲  
慈愛、故爾雖既死、子孫厚賞、仍騰  
外小紫位、未及數日、薨于私家  
秋七月、癸卯朔、己酉、小錦上、大伴  
連國麻呂、爲大使、小錦下、三宅吉

中廿五日 ○巳  
亥廿八日 ○戌  
辰廿七日 ○癸  
酉三日 ○庚辰  
十日 ○忠元  
二月來？し、新  
羅国の王子ふ  
？

丙戌十六日 ○  
庚寅廿七日 ○  
高倉郡、和名抄  
み、高座、太加久  
良 ○三男、類聚  
国史五十四、多  
産、部を見るべ

士入石、爲副使、遣于新羅、八月壬  
申朔、耽羅、調使、王子久麻伎、泊筑  
紫、癸巳、大風、飛沙、破屋、丙申、忠元  
禮畢、以歸之、自難波發船、巳亥、新  
羅高麗二國、調使、饗於筑紫、賜祿  
有差、九月壬寅朔、戊辰、耽羅、王姑  
如、到難波、冬十月辛未朔、癸酉、遣  
使於四方、覓一切經、庚辰、置酒宴  
群臣、丙戌、自筑紫貢唐人三十口、

し ○癸卯三日

妖言天智紀不、  
妖偽をよみ、彼  
処不注せ？

并朝、上、原本朔、  
字、り、？、類、環、同  
史、不、无、不、從、ふ  
○癸卯四日 ○  
大夫、敏達紀不、  
遣數大夫、推問、

則遣遠江、國而安置、庚寅、詔曰諸  
王以下、初位以上、每入備兵、是日  
相摸、國言、高倉郡女人、生三男、十  
一月辛丑朔、癸卯、有久登宮、東岳、  
妖言而自刎死之、當是夜、直者悉  
賜爵一級、是月大地動  
五年春正月庚子朔、群臣百寮拜  
朝、癸卯、高市皇子以下、小錦以上、  
大夫等、賜衣袴裙腰帶脚帶及机

其事、とらるも、杖、唯小錦三階、不賜机、丙午、小錦  
刑部の官人を  
云、と聞ゆ、持  
統紀、公卿大  
以上、大夫等、賜禄各有差

夫とらるも、四位五位と指せりと察也、猶公式令、授位任官之日、喚辞を對、見るべし、爰小錦以上とらるも、五位不當と。○裙、推古紀に注せり。○腰帶、石帶あり、衣服令に、一品以下五位以上、金銀裝、腰帶、六位、云々。烏油、腰帶云々。日本紀、大同四年五月、條、聽五位以上通用白木笏、其白玉玳瑁等、腰帶者、亦依延曆十五年正月十八年正月兩度格、自餘禁制、一如常例、續後紀十四、但馬國上帽子、單衣、腰帶云々、一櫃、其休樣、卑小不似、此間之物、疑、侏儒、國流、著者、欽、裝束要領抄、腰帶、或、云、宛、腰、云々。○脚帶、雄略紀に注せり。○机杖、和名抄、天子、玉几、公侯、皆以竹木為几、和名於之、萬都岐と云、今云、賜息あり、此机杖、オシマツキと、ツエと二種あるを、舊讀机杖の二字を、オシ、マツキとよめるを非あり、次、不賜机、机ともらるをや。○小錦三階も、小錦下を云、○丙午七日  
甲寅十五日 ○ 甲寅、百寮初位以上進薪、即日悉  
乙卯十六日 ○ 集朝、廷賜宴、乙卯、置禄、射于西門、  
置禄も、禄を積  
置てあり ○ 嶋

宮、上、不見、色、た  
○ 甲子廿五日  
庭、中的、則、給、禄、有、差、是、日、天、皇、御、  
日、畿、内、及、陸、  
與、長、門、按、小、畿、  
内、を、京、師、守、衛、  
と、兼、ぬ、陸、奥、を、  
邊、要、の、地、長、門、  
を、西、海、を、受、た、  
る、關、國、に、て、上、代、赤、馬、關、を、置、り、り、故、右、の、國、司、等、  
子、も、別、賞、に、り、  
○ 大山位以下も五位以下も准、  
癸巳廿四日、原  
本、癸、上、小、拜、字、  
り、類、聚、國、史、  
子、无、小、從、ふ、○  
辛丑四日 ○ 鰐  
積、狀、紀、小、ワ、ニ、  
ツ、ミ、と、よ、め、也、  
今、然、る、地、名、隱、  
○ 日本紀標注卷之二十四 ○ 十八  
二月庚午朔癸巳、耽羅、客、賜、船、一  
艘、是、月、大、伴、連、國、麻、呂、等、至、自、新  
羅、夏、四、月、戊、戌、朔、辛、丑、祭、龍、田、風  
神、廣、瀨、大、忌、神、倭、國、添、下、郡、鰐、積、

きたり ○飽波  
 郡、今、ある郡  
 名ふし續紀廿  
 八、幸飽浪宮  
 賜法隆寺、奴婢二十七人、尊同卅、車駕幸飽浪宮、和名抄大和国平群郡、郷名飽  
 波、阿久奈美 ○嶋鷄化雄也、後世を常不見るるふて、且、神社小野養せるふを殊  
 不多し唐書五行志も、  
 雄難化、為雌とさへ見也  
 辛亥十四日 ○  
 外、回、畿外を  
 云、持統紀、云  
 々、賜布人、四常  
 但、外國者、指人  
 七十、末貞觀十  
 七年三月の、三  
 代格、不、畿内外  
 国、不受幣物、同、  
 附件、三箇、使、續  
 吉事、貢瑞鷄、其冠似海石榴華、是  
 日、倭國、飽波郡言雌鷄化雄  
 辛亥、勅諸王諸臣、被給封戸之稅、  
 者、除以西國相易給以東國又外  
 國人欲進仕者、臣連伴造之子及  
 國造子聽之、唯雖以下庶人、其才  
 能長亦聽之、已未、詔美濃國司曰、

後紀十八、自  
 外國、官遷任京  
 官、ふど見るべ  
 也、學西と名、不負、る人も、歌よみ文かく、海外諸蠻国を、トツクニと云、るを、  
 いとく、拙劣き業、ふらずや、景行紀、不、邦畿之外と、らるふても、其義を曉るべ  
 し ○以下庶人も、伴造、国造以下、く ○已未、廿  
 二日 ○礪杵郡、和名抄、不、土岐郡、小作、り  
 庚午三日 ○進  
 調過期限、賦役  
 令、不、允調庸物、  
 毎年、八月、中旬、  
 起、輸、近国、十月  
 三十日、中国、十  
 一月、三十日、遠  
 国、十二月、三十  
 日、以前、納訖、其  
 調、糸、七月、三十  
 細川山、並莫、藟、薪、又畿内、山野、元  
 子、而朝、不聽、矣、是、月、勅、禁、南、淵、山  
 司、奏、所、部、百姓、遇、凶、年、飢、之、欲、賣  
 國、司、等、之、犯、狀、云、云、甲、戌、下、野、國、  
 五、月、戊、辰、朔、庚、午、宣、進、調、過、期、限、  
 國、司、等、之、犯、狀、云、云、甲、戌、下、野、國、  
 司、奏、所、部、百姓、遇、凶、年、飢、之、欲、賣  
 子、而、朝、不、聽、矣、是、月、勅、禁、南、淵、山  
 細川山、並莫、藟、薪、又畿内、山野、元

日以前輸訖此  
小云々と終た

所禁之限莫妄燒折

るも文長して略たるあり○甲戌七日○賣子、戸令小凡家人所生子孫相承、為家人、皆任本主、馳使、唯不得盡頭、馳使、及賣買、賊盜律、知祖父、父母、父母、賣子、孫、買者、各加賣者罪一等、又云、賣二等、并幼、及兄弟、孫、外孫、為奴、婢者、徒二年、半子孫者、徒一年、即知賣者、各減一等、又云、私從、奴、婢、買子孫、及乞取者、准盜論、乞賣者、與同罪○南洲山、大和國高市郡、用明紀不見、云々○細川山、同郡細川村、在万葉七、南洲之細川山、立檀云々

六月、四位栗隈王、得病薨、物部雄

君、連、忽發病、而卒、天皇聞之大驚、

其壬申年、從車駕入東國、以有大

功、降恩賜、內大紫位、因賜氏上、是

夏大旱、遣使四方、捧幣帛、祈諸神

物部雄君通證  
小前紀作朴井  
と云、○捧幣  
帛、臨時祭式  
小見、云々、祈  
神八十五座  
寶推古紀、小見  
云々、此、佛  
を指せ、○

戊辰二日○百  
寮、原本百、下姓、

祇亦請諸僧尼、祈于三寶、然不雨、

由是五穀不登、百姓飢之、秋七月

丁卯朔、戊辰、卿大夫及百寮、諸人

等、進爵、各有差、甲戌、耽羅、客歸國、

壬午、祭龍田、風神、廣瀨、大忌、神、是

月、村國、連、雄、依、卒、以壬申、年之功、

贈外、小紫位、有星出于東、七八尺

至九月、竟天、八月、丙申朔、丁酉、親

王以下、小錦以上、大夫及皇女、姬

○四方為大  
解除、慧星、小  
依、臨時、小行  
これ、あり、續  
紀、一、遣使、諸  
國、大、被、と、る

大嘗を行、  
ふくめあり、文  
徳寶録一、為  
除凶服、先遣大  
中臣氏、人、於五  
畿内七道諸國、  
以修大枝、  
引、不堪、解除  
を被を云、神祇  
令大被の義解  
不、被者解除不  
祥也、  
如し、  
被柱、神代紀、  
被具をよめ、  
集解、  
柱を社の誤、  
として、  
改たれど、  
十年、  
被柱と云、  
北山抄  
大被條、  
陳被物於路南馬、  
在其南云々、  
延曆二十年、  
三代格、  
大被料物廿八  
種、  
馬一疋を最初、  
出、  
上中下の被、  
馬の見、  
送、  
ざる、  
馬を牽、  
大被、  
限、  
と見、  
送、  
た、  
是を、  
國造、  
不負、  
まる、  
と、  
神祇、  
令、  
諸國、  
大被、  
條、  
國造、  
出、  
馬一疋、  
と、  
常、  
賦、  
役、  
令、  
の、  
義、  
解、  
不、  
布、  
一丈三尺、  
是、  
為、  
一常、  
云々、  
常、  
を、  
段、  
不、  
同

王、  
内命婦等、  
給食封、  
各有差、  
辛亥、  
詔曰、  
四方為大解除、  
用物、  
則國別、  
國造、  
輸被柱馬一匹、  
布一常、  
以外、  
郡司、  
各刀一口、  
鹿皮一張、  
釧一口、  
刀子一口、  
鎌一口、  
矢一具、  
稻一束、  
且、  
每戸、  
麻一條

し、  
刀云々、  
神祇、  
令、  
凡、  
諸國、  
須、  
大被者、  
每郡、  
出、  
刀一口、  
皮一張、  
鍬一口、  
及、  
雜物等、  
戸別、  
麻一條、  
と、  
凡、  
○、  
矢一具、  
延曆二十年、  
三代格、  
大被料物、  
矢二具、  
の、  
分注、  
不、  
以、  
十、  
隻、  
為、  
一具、  
と、  
○、  
壬子十  
日、  
○、  
没、  
官、  
戸  
令、  
凡、  
九家人、  
奴、  
軒、  
主、  
及、  
主、  
五等  
以上、  
親、  
所、  
生、  
男  
女、  
各、  
没、  
官、  
と、  
凡、  
を、  
思、  
ふ、  
不、  
其  
身、  
を、  
没、  
して、  
官、  
奴、  
司、  
小、  
隸、  
奴、  
婢、  
と、  
も、  
法、  
を、  
云、  
○、  
三流、  
獄、  
令、  
不、  
凡、  
流、  
人、  
應、  
配、  
者、  
依、  
罪、  
輕  
重、  
各、  
配、  
三流、  
本注、  
不、  
謂、  
近、  
中、  
遠、  
處、  
義、  
解、  
不、  
謂、  
其、  
定、  
遠、  
近、  
者、  
從、  
京、  
計、  
之、  
續、  
紀、  
九、  
不、  
定、  
諸  
流、  
配、  
遠、  
近、  
之、  
程、  
伊、  
豆、  
安、  
房、  
常、  
陸、  
佐、  
渡、  
隱、  
岐、  
土、  
佐、  
六、  
國、  
為、  
遠、  
詠、  
方、  
伊、  
豫、  
為、  
中、  
越、  
前、  
安、  
藝  
為、  
近、  
○、  
徒、  
罪、  
も、  
一、  
年、  
不、  
始、  
○、  
三、  
年、  
不、  
終、  
○、  
半、  
年、  
を、  
一、  
等、  
と、  
も、  
る、  
と、  
○、  
金、  
玉、  
掌、  
中、  
抄、  
不  
見、  
送、  
たり、  
獄、  
令、  
不、  
凡、  
犯、  
徒、  
應、  
配、  
居、  
役、  
者、  
畿、  
内、  
送、  
京、  
師、  
在、  
外、  
供、  
當、  
處、  
官、  
役、  
○、  
放、  
生、  
政、  
事  
要、  
略、  
廿、  
三、  
石、  
清、  
水、  
放、  
生、  
會、  
條、  
不、  
舊、  
記、  
云、  
養、  
老、  
四、  
年、  
尔、  
豐、  
前、  
守、  
守、  
奴、  
首、  
男、  
人、  
乎、  
將、  
軍、  
止  
志、  
豆、  
大、  
神、  
神、  
乎、  
奉、  
請、  
且、  
大、  
隅、  
日、  
向、  
國、  
在、  
留、  
向、  
拒、  
隼、  
人、  
等、  
乎、  
伐、  
致、  
岐、  
大、  
神、  
詔、  
宣、  
吾、  
此、  
隼  
人、  
多、  
致、  
都、  
留、  
報、  
尔、  
每、  
年、  
放、  
生、  
會、  
奉、  
仕、  
留、  
部、  
之、  
云、  
々、  
世、  
不、  
放、  
生、  
と、  
云、  
々、  
養、  
老、  
の、  
項、  
上、  
○、  
日、  
本、  
紀、  
標、  
注、  
卷、  
之、  
二、  
十、  
四  
○、  
二、  
十、  
一

壬子詔曰、  
死刑没官、  
三流並除、  
一  
等、  
徒、  
罪、  
以、  
下、  
已、  
發、  
覺、  
未、  
發、  
覺、  
悉、  
赦、  
之、  
唯、  
既、  
配、  
流、  
不、  
在、  
赦、  
例、  
是、  
日、  
詔、  
諸  
國、  
以、  
放、  
生

○、  
日、  
本、  
紀、  
標、  
注、  
卷、  
之、  
二、  
十、  
四  
○、  
二、  
十、  
一

始りりと云るも、八幡の縁起及政事要略不撰て、此天武五年紀を授らざるも  
 續紀一に、今諸国毎年放生、同九に、太上天皇不豫、命天下諸国放生焉、是を佛  
 法よと起、たるものにて、古ふなきよと云、續紀廿五、天平寶字八年ふ、放  
 生司と云、をさへ置たり、是を孝謙天皇院中より、宣出、給ひしよと、察ゆ  
 大三輪真上田  
 子人君、上ふも  
 三輪君子首ふ  
 作、續紀二ふ  
 神、麻加牟陀  
 君、見首、小作と  
 愛、小真、上田  
 を加、たる意を  
 考、ず、是臣下ふ、謚を賜、る始、ふるべし、字書ふ、謚、人死、將、葬、誄、列、其、行、而、作、之、也、と  
 註、せ、て、謚、號、の、例、拾、芥、抄、ふ、見、を、た、す、○、迎、君、を、平、の、延、た、る、ふ、を、平、て、ふ、語、を、垂  
 仁、に、上、毛、野、君、八、綱、田、を、日、向、武、日、向、と、美、給、へ、る、処、に、注、し、つ、○、告、朔、を、類、聚  
 国史七十二に、數條見、を、た、す、公事根源、に、視、告、朔、を、百、官、の、行、事、上、日、を、去、る、し  
 て、月、毎、に、天、子、の、御、覽、せ、ら、る、と、告、朔、の、文、を、み、を、ま、す、と、申、心、あ、る、天、子、大  
 極殿、に、出、御、ま、す、て、見、給、ふ、云、々、此、事、或、一、日、み、り、又、四、日、み、ど、り、視、告、朔

是月大三輪真上田子人君卒天  
 皇聞之大哀以壬申年之功贈内  
 小紫位仍謚曰大三輪真上田迎  
 君九月丙寅朔雨不告朔

どりきて、かうさくとよむが、口傳ふて待之、ま、く、さ、く、と、云、  
 不讀あり云々、猶北山抄、政事要略、十月朔日、條見るべし  
 乙亥十日○王  
 卿、諸王及三  
 雅、以上、を、云、○  
 丁丑十二日○  
 屋恒王、叙、紀、小  
 恒、を、垣、小、作、と  
 又、此、王、の、父、祖  
 詳、ふ、ら、ず、○、戊  
 寅十三日○丙  
 戌二十一日○  
 神官、を、神、祇、官  
 あり、○、ト、国、郡  
 大嘗祭式、小、預、  
 令、所、司、ト、定、悠  
 紀、主、基、国、郡、奏  
 可、訖、即、下、知、○

壬申年功贈大紫位  
 沙郡並食ト是月坂田公雷卒以  
 張國山田郡次須岐云丹波國訶  
 新嘗ト國郡也齊忌云齊忌此則尾  
 等賜祿各有差丙戌神官奏曰爲  
 流于土左戊寅百寮人及諸蕃人  
 丁丑筑紫大宰三位屋恒王有罪  
 乙亥王卿遣京及畿内授人別兵



齊忌、後小悠紀と書り、名義諸説用がたし、己も考ふし。○山田郡を、和名抄小  
て見ると、後春部郡併たり。○次、後小主基と書り、名義上小おふじ、惣  
て齊忌を京より、東小當る国、次も西小當る国等の中小、トて定、於へて、神祇令  
小凡造大嘗宮者、前祭七日、神祇官、中臣忌部二官人、依次立、率悠紀、国司及新色  
人等、為一列、亦中臣忌部相別、率主基、国司以下、准上皆單行、各自朝堂院、東西、腋  
門入、至宮地、分列左右云々、分注小悠紀、在東、主基、在西、又云其宮、東西二十一丈  
四尺、南北十五丈、中分、東為悠紀院、西為主基院云々、按小此小齊忌次見、たれ  
ど、今年より、始まりたるも、何れ、神祇令小、凡大嘗者、毎世一年、国司行事、以  
外、毎年所司行事、とある如く、上代も踐祚大嘗小限らず、国郡ト定、何れ、  
を、後世も大、草とて、○訶沙郡も、丹後国加佐郡なるを、此小丹波と書り、和  
銅六年、割丹波国五郡、始置丹後国と、續紀六小見、たれ、未、  
分国せざりし時の、ことを傳、たり。○坂田公、繼體紀小注せ、

丁酉三日 ○相  
新嘗と、相嘗と  
新嘗との二祭  
を云、神祇令小  
仲冬上卯相嘗  
祭、義解小、謂大  
冬十月乙未朔、置酒宴群臣、丁酉、  
祭幣帛、於相新嘗諸神祇、甲辰、以  
大乙上物部、連麻呂、為大使、大乙

中山背直百足、為少使、遣新羅

木、鴨、紀伊、国、日、前、神、等、類、是、也、神、主、各、受、官、幣、帛、而、祭、と、り、て、四、時、祭、式、小、相、嘗  
祭、神、七、十、一、座、を、記、せ、て、按、小、此、祭、を、り、る、が、中、小、も、古、より、祭、來、り、し、を、公、事、根  
據、小、も、近、き、頃、を、絶、て、さ、た、ま、し、と、記、せ、て、い、と、く、悲、む、べ、き、業、あ、ら、ず  
や、○甲辰十日 ○山背直百足、元年、紀小、山背直小春と、り、る、小注、し、つ

十一月乙丑朔、以新嘗事、不告朔、  
丁卯、新羅遣沙、食金清平、請政、并

遺級、食金好濡、弟監大舍、金欽吉  
等、進調、其、送使、奈末、被珍那、副使  
奈末、好福、送清平等、於筑紫、是月  
肅慎七人、從清平等、至之、癸未、詔

小 金光明經六  
十四卷、頌於諸國  
國別十卷 ○ 仁

王經、持統紀、仁王經百回、四日而畢、續紀十回、講仁王經於朝堂、及畿内七  
道諸國、類聚國史百七十七、佛道部、令宮中左右京、五畿内七道諸國、講說仁王  
護國般若經、仁王護國般若波羅密經二卷と云、仁王護國般若波羅密經二卷と云、三藏目錄

主簿、原本簿を  
博、不作、仁王護國般若波羅密經二卷と云

誤、仁王護國般若波羅密經二卷と云、梁書高  
句麗傳、其官

有相、加、對、盧、沛  
者、古、加、主簿、

優、台、使、者、早、衣、  
先、人、と、見、色、早

衣、を、南、史、に、帛  
衣、を、作、る、り ○

近京諸國而放生、甲申、遣使於四

方、國、說、金光明經、仁王經、

丁亥、高麗遣大使、後部主簿河于、

副使前部大兄德富、朝貢、仍、新羅

遣大奈末金楊原、送高麗使人於

筑紫、是年將都新城而限内田、  
者不問公私、皆不耕、悉荒、遂不都

新城七、十一午  
條、遺于新城、

令見其地形、仍將都矣云々、大和志添下郡、新木村、此地名、續紀三  
十、新城乃大宮、天下治給之、同卅三、幸新城宮、ど、平城宮、と、称せ

○ 不都矣、下、原本細字、或本無、是年以下、都以上學字、注

十一月、上と云、る、數字、有り、後人の所為、疑ひ、な、れ、む、刪去

庚辰十七日 ○

多祿嶋人、十年、  
紀、不、委、注、べし

○ 辛巳十九日

○ 壬寅十一日

○ 村田史、紀

村田、田、不、作、と  
、村、字、を、も、く

、レ、と、よ、む、べし  
内宮儀式帳、

墓を土村、と、記  
せるを、宝基本

京、夏四月壬辰朔壬寅、村田史名

記、拾芥抄等、  
壞ツラ子作レ、猶例  
のれど、何とも  
村ツラの誤レ、  
めれを略、此姓  
蕃種ツラをらむと  
思へど、因レ、  
指ツラ斥ツラ乘輿、情理  
切害云々、原本斥ツラを斥ツラ作レ、  
乙巳十四日○  
甲子三日○大  
博士、職原抄大  
學寮、條ツラ、博士  
一人明經道之  
極官也、中古以  
來清中兩家、依  
位次任之、号大  
博士也、  
博士ツラ子大、字

倉、坐レ指ツラ斥ツラ乘輿、以流于伊豆、嶋、乙  
己、送使珍那等、饗于筑紫、即從筑  
紫歸之、  
五月壬戌朔、不告朔、甲子、勅大博  
士百濟人率丹、授大山下位、因以  
封三十戶、是日倭畫師音禱、授小  
山下位、乃封二十戶、戊辰、新羅人  
阿飡朴刺破、從人三口、僧三人、漂

と加ると、明經、  
博士ツラ子大、字

著於血鹿嶋

○倭畫師、姓氏錄大崗忌寸、條ツラ、出自魏、文帝之後安貴公、大泊瀨、幼武天皇、御世、  
率四衆歸化、男龍ツラ、一名善繪、二、小泊瀨、推鸕鷀、天皇、美其能賜姓、首、五世孫勒大壹  
惠尊、亦工繪、木ツラ、天命開別、天皇御世、賜姓倭畫師、亦高野天皇神護景雲三年、依居  
地、改賜大崗忌寸、姓也、續紀廿九、正六位上、倭畫師種麻呂等十八人、賜姓大岡、  
忌寸、○戊辰七日、  
徒ツラ、作レ、通ツラ、  
已丑廿八日、  
天社地社ツラ、崇  
神紀ツラ、天社、  
社ツラ、  
ふじ、諸國、  
と云、○神稅、  
祇令ツラ、  
調庸、及田租者、

巴丑、勅天社地社、神稅者、三分之

一爲擬供神、二分給神主、是月早

之、於京及畿内、零之、六月壬辰朔

乙巳、大地震動、是月詔東漢直等

曰、汝等黨族之、自本犯七、不可也

並充造神宮、及  
供神、調度、其稅  
者、一准義倉、皆  
國司檢校、申送  
所司、義解、不準  
義倉者、不出舉  
也、とらり○神  
主、も相官、も  
主神、も作る、べ  
し、神功紀、も皇  
后、も齋宮、も親、も為  
神主、もはると  
也、其義別、も○零之皇極紀、も天  
皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈、即雷大雨  
臨時祭式、も祈雨神祭、も八十五座、も座別、も絹五尺五色、も薄縹、も各一尺云々、も丹生川上、も社  
貴布祿社、も各加黑毛馬一疋、も字書、も小零、も請雨祭也、○乙巳十五日○大地震動原本  
地、字を脱せ、類聚国史、も不也補、も○七不可、も東漢直ら、も賊臣蘇我氏、も不也黨與  
し、も志、もむ、もく、も不軌を犯せ、も其罪かぞふ  
べし、○從今、も原本從を徒、も不作と、

是以從ニ小墾田、御世至ニ于近江朝、  
常ニ以謀汝等為事、今當朕世、將ニ責  
汝等不可之狀、以隨犯、應罪、然モ頓  
不欲絕漢直之氏、故降大恩、以原  
之、從今以後、若有犯者、必入不赦  
之例、

○零之皇極紀、も天皇幸南淵河上、跪拜四方、仰天而祈、即雷大雨  
臨時祭式、も祈雨神祭、も八十五座、も座別、も絹五尺五色、も薄縹、も各一尺云々、も丹生川上、も社  
貴布祿社、も各加黑毛馬一疋、も字書、も小零、も請雨祭也、○乙巳十五日○大地震動原本  
地、字を脱せ、類聚国史、も不也補、も○七不可、も東漢直ら、も賊臣蘇我氏、も不也黨與  
し、も志、もむ、もく、も不軌を犯せ、も其罪かぞふ  
べし、○從今、も原本從を徒、も不作と、

癸亥三日、○乙  
巳十五日、○禮  
三寶、推古紀、も  
三寶者、佛法僧  
也、もと、も万乘  
の尊、もみ、も坐、もぶ、もら、も胡佛を拜し、  
醜法を信じ、賊  
僧を礼、も給、もふ、も其  
餘毒流、もとて、も聖  
武天皇、も不傳も  
三寶乃、も奴止  
仕、も奉流と、も  
詔、も次りし、も  
穴、も憤ろし、も賜  
出家一人、も其  
縁、も処の、も人、も僧  
とふる、もと、

秋七月辛酉朔癸亥、祭龍田、風神、  
廣瀨、大忌神、八月辛卯朔乙巳、大  
設齋於飛鳥寺、以讀一切經、使天  
皇御寺南門而禮三寶、是時詔親  
王諸王及群卿、每人賜出家一人、  
其出家者、不問男女長幼、皆隨願  
度之、因以會于大齋、丁巳、金清平  
歸國、即漂著、朴判破等、付清平等、  
返于本土、戊午、毗羅遣王子都羅、

願、一人、一僧を、許し給ふ

朝貢

とあり○丁巳十五日○金清平原  
本金を全ふ誤り○戊午廿八日

已丑晦日○癸卯十四日○内

九月庚申朔已丑、詔曰、凡浮浪人

小錦上の内、外位、小對、たる

其送本土者、猶復還到、則彼此並

の及、本位を内位と云る、例

科課役、冬十月庚寅朔癸卯、内、小

多し○民部卿和名抄、民部

錦上河邊、臣百枝、爲民部卿、内、大

省を、多美乃都加佐、職員令、

錦下丹比、公麻呂、爲攝津職、大夫

民部省卿一人、掌諸国戸口名籍、賦役孝義優復蠲免、家人奴婢道橋津濟梁地山川藪澤、諸国田事○攝津職、大夫、職員令、攝津職、帶津国、大夫一人、掌祠社、戸口簿帳、云々、延暦十二年三月九日の、類聚三代格、小應停、攝津職、爲国司、事、右被右大臣宣備、奉勅難波大宮、既停、宜改職名、爲同、其二季、祿及月、折、並從停止、とあり

難波、大宮を、孝徳天皇の御世を云、彼国、小職を置しことの、久しきを見るべし、

古歌、津守とよめるを、此攝津より出たるみや、津を船の集る地を云、と、津、

国と云、を古りる、然、雄略紀、清寧紀等、攝津国と記せば、後の唱を書りるべし、

赤鳥、持統紀、相摸、国司、獻赤鳥、離二隻、治部

式、上瑞、小載、た、各有差、原本有、字を脱

せ、類聚、国史、小抄、給復、賦役、今、九人

在、狹、嶺、遷、就、寛、去、本、居、路、程

十、日、以上、復、三、年、五、日、以上、復、二、年、二、日、以上、

等、賜、食、乙、酉、侍、奉、新、嘗、神、官、及、國

郡、内、百、姓、以、一、年、之、是、日、大、赦、天

下、已、卯、新、嘗、辛、巳、百、寮、諸、有、位、人

○日本紀標注卷之二十四 ○二十七

復一年又曰没  
落外蕃得還者

一年以上復三  
年二年以上復

四年三年以上復五年云々職員令義解不復除也と注せり、徭役を免るを云、

巳卯廿一日○新嘗、神祇、令の仲冬、下卯、大嘗祭の義解不、若、有三、卯者、以中卯、為

祭日と云るを、此御世の今年を例とせしふや○辛己廿三日○

乙酉廿七日○侍奉、原本侍を待ふ誤り、類聚国史ふ扱、て改む

甲戌十七日○七年春正月、戊午朔、甲戌、射于南

巳卯廿二日○門、巳卯、耽羅、人向京、是春將祠天

齋宮を、天皇御ミづくら、神事

を行ひ給ふ間、神地祇而、天下悉被禊之、豎齋宮

齋籠、給ふ所ふ神功紀、天皇

后選吉日入齋、於倉梯河上、夏四月丁亥朔、欲幸

齋宮と云るを、對見る傍し○倉

齋宮ト之

司等賜祿、十二月巳丑朔、雪不告

朔

梯河上、大和国十市郡、崇峻紀不注せり、万葉七、橋立倉

癸巳七日○警 癸巳食ト、仍取平旦時、警蹕既動

源氏竹川、行百寮成列、乘輿命蓋、以未及出行

と、さきふふ去十市、皇女卒然、病發薨於宮中、由

云々、北此、鹵簿既停、不得幸行、遂不祭神

山抄、節令、日祇、矣

稱警蹕事、其程、則天皇起御座、離倚子三尺許

之程、稱之、但出給之度、立御倚子前、欲居給了程、稱耳、古文大寶箴、出警而入蹕

云々、周禮、夏官、隸僕、蹕宮中、の注、自漢以來、天子、出稱警入、稱蹕、おどるを、漢

書、寶田傳、不、出、稱、蹕、入、言、警、と、も、何、ぞ、○十市皇女也、天皇の御子あり、原本十

を、千、不、卒、を、平、不、誤、り、○鹵簿、を、行、幸、列、あり、宮衛、令、不、允、鹵簿、内、不得、横、入、義

解、不、鹵、楯、也、簿、文、籍、也、言、簿、割、楯、鹵、以、為、部、隊、也、事、物、紀、原

ふ、及、穀、子、及、五、禮、精、義、等、を、引、り、る、其、說、義、解、と、粗、類、たり

巳亥十三日 ○  
新宮、井上試發  
鼓吹之聲、  
是、上、將  
都、新城、  
地、入、都、  
遷、  
し、  
を、造、  
○庚子十四日 ○赤穂、下、葬、氷上夫人、於、赤穂、  
基、基、十、市、皇、女、云々、在、赤、部、村、○瑞、稻、治、部、式、中、瑞、小、嘉、未、  
或、尊、連、敷、穗、或、一、稔、二、米、也、と、注、し、倭、姫、世、記、小、稻、本、  
波、一、基、為、天、末、八、百、穗、茂、也、○雅、狹、王、世、系、詳、あ、ら、ず、  
甘、露、治、部、式、  
甘、露、美、露、也、神、  
靈、之、精、也、凝、如、  
脂、其、甘、如、飴、と、

巳亥、霹靂、新宮、西、廳、柱、庚子、葬、十  
市皇女、於、赤穂、天皇臨之、降恩、以  
發、哀、秋、九、月、忍、海、造、能、麻、呂、獻、瑞  
稻、五、莖、每、莖、有、枝、由、是、徒、罪、以、下  
悉、赦、之、三、位、雅、狹、王、薨、之、  
冬、十、月、甲、申、朔、有、物、如、綿、零、於、難  
波、長、五、六、尺、廣、七、八、寸、則、隨、風、以

乃、て、上、瑞、  
載、九、々、○巳、酉  
廿六日 ○内外  
文武官、考、課、令  
義、解、  
令、在、京、諸、司、  
京、官、自、餘、皆、  
外、官、又、五、衛、府  
軍、團、及、諸、帶、仗  
者、為、武、自、餘、並  
為、文、○史、以、上  
の、史、也、主、典、  
○屬、官、也、考  
課、令、義、解、  
次、官、以、下、也、○  
公、平、而、恪、勤、也、  
考、課、令、  
者、為、一、善、義、解、  
者、為、一、善、義、解、  
者、為、一、善、義、解、  
者、為、一、善、義、解、

飄、于、松、林、及、葦、原、時、人、曰、甘、露、也、  
己、酉、詔、曰、凡、内、外、文、武、官、每、年、史、  
以、上、屬、官、人、等、公、平、而、恪、勤、者、議、  
其、優、劣、則、定、應、進、階、正、月、上、旬、以  
前、具、記、送、法、官、則、法、官、校、定、申、送、  
大、辨、官、然、緣、公、事、以、出、使、之、日、其、  
非、真、病、及、重、服、輒、緣、小、故、而、辭、者  
不、在、進、階、之、例、

定應進階、考課令云、毎年當司長官、考其屬官、應考者、皆具錄、一年功過行能、並集對讀、識其優劣、定九等第、八月三十日以前校定、京官、畿内十月一日、考文申送太政官、外官、十一月附朝集使云々○法官も、式部省ふて、天智紀ふ注せり○按定、公事根源ふ、定考八月十一日、是も昔六位以上の加階をもほ人々、かの藝能行跡恪勤をえらびて、榮爵を給ひ、上卿官の東の廳の座ふつきて、出とを行ふ、次ふ朝所ふ就て、三献の儀式あり云々、式兵の兩省ふて、諸司の輩の上日を選成をもほことを、列見といふ、それをかきつめて奏をもるを、擬階の奏といふ、此人々をえらび出して、定め侍を定考とも申ふる○大辨官、和名抄ふ、大辨、於保伊於保止毛比、西官記ふ、大鞆火ふ作是て、職員令ふ、左大辨一人、掌管中務式部治部民部、受付庶事、糾判官内云々○重服、喪葬令ふ、凡服紀者為君父母及夫本主、一年云々、按ふ上代服假の日限ふく、身を慎て心喪せしむ、甚嚴重ふ、しと見ゆ、後漢書八十五ふ、皇国の風俗を記して云、死、停喪十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就、歌舞為樂云々、不櫛沐、不食肉、不近婦人、名曰持衰、魏志三十ふ記せるも亦おなじ、抑我中古より服假を重せしむ、支那国の虚偽を信たるふて、實を彼国ふ喪と云ふものも、名のみのもの、其確證ども、西籍新論ふ云置つ

已卯廿七日○  
 臘子鳥、和名抄  
 十二月癸丑朔己卯、臘子鳥蔽天

小、獵子鳥、阿止里、一名胡雀、或説云、此鳥群飛如列卒之滿山林、故名獵子鳥、本草綱目ふ、桑扈一名蠟嘴雀、を阿豆登利と注し、時珍曰、處處山林有之、大如鴝鵒、蒼褐色、有黃斑點、好食粟稻云々、次の九年、條ふも、臘子鳥蔽天、自東南流以度西北、と記し、欽明天皇の御子ふ臘

自西南飛東北、是月筑紫國大地動之、地裂廣二丈、長三千餘丈、百姓、舎屋、每村多仆壞、是時百姓一家、有于岡、止當于地、動夕、以岡崩處遷然、家既全、而無破壞、家人不知岡崩、家避、但會明、後知、以大驚焉、是年新羅、送使、奈末加良井山、奈末金紅世、到于筑紫、曰、新羅王遣級、喰金消勿、大奈末金世等



鳥皇子見臣  
○舍屋、孝德  
紀、宅屋をよ  
め、○有于岡  
上、原本于、字无、  
類聚国史、ふ  
有、有、在、の、意  
不見るべし、○  
丙戌五日、○戌  
子七日、○莫拜、  
按、小禮容、世  
と共、小沿革、  
て、我、古、礼、を  
考、德、天、皇、の、御  
世、小、至、る、華、  
ひ、し、が、多、り、  
今、礼、儀、小、關、る  
もの、聊、引、出、て

貢上當年之調、仍遣臣井山送、消  
勿等、俱逢暴風、於海中、以消勿等、  
皆散之、不知所如、唯井山僅得著、  
岸、然消勿等遂不來矣、  
八年春正月、壬午朔丙戌、新羅、送  
使加良井山、金紅世等向京、戊子  
詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及  
百寮者、除兄姊以上、親及己氏長  
以外、莫拜焉、其諸王者雖母、非王、

考證、小備ふべ  
し、持統四年、紀  
小、詔曰、凡朝堂  
座上、見親王者  
如常、大臣與王  
起立堂前、二王  
以上、下座而跪、又詔曰、朝堂座上、見大臣、動坐而跪、儀制令小、凡元日不得拜親王  
以下、唯親戚及家令以下、不在禁限、若非元日、有應致敬者、四位、拜一位、五位、拜三  
位、六位、拜四位、七位、拜五位、以外、任隨私禮、凡在路相遇者、三位以下、遇親王、皆下  
馬、以下、准拜禮、其不下者、皆歛馬、側立、雖應下者、陪從不下云々、凡在廳座、見親王  
及太政大臣、下座、左右大臣、當司、長官、即動坐、以外、不動、續紀、一、禁正月往來行  
拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原、朝庭、制、決罰之、但聽拜祖兄及氏上者、同三、小、始  
停百官跪伏之禮、り、る、も、既、此、紀、十一年九月、條、小、勅、自今以後、跪禮、匍匐、禮、並  
止之、更用難波、朝廷之立禮、と、り、難波、朝廷、と、孝德、天皇、の、御世、を、申、抑、皇、国  
の、古、礼、を、か、つ、く、拜神の式、小、存、る、鹿、自物、膝、折、伏、と、云、鶴、自物、頭、根、突、抜、と、云、  
鶉、成、伊、波、比、利、と、云、て、身、を、屈、め、手、を、突、き、頭、を、低、る、を、礼、の、本、と、云、  
十、小、皇、国、の、風、を、記、て、曰、或、蹲、或、跪、兩、手、據、地、為、之、恭、敬、對、應、聲、曰、噫、云、々、據、地、と、  
て、手、を、突、こ、と、み、て、海、外、ま、で、も、我、古、礼、を、記、せ、る、を、近、年、神、官、の、もの、神、拜、式

と云を見る子、立て拜し坐て拜るるを三反せて、立て拜すと云ふこと、古書に見ゆ  
されども、是を僧の九拜てふを真似たるり難波朝廷の立礼と云ふもの其ふやと  
も思ふ、立拜とふさりらる、其ふを何らじ、左ふも右ふも、古礼の  
廢たるも、口をし、業ありずや、稍委を礼儀略に記しおまつ

大相を官名な  
るべし、天智紀  
にも、上部大相  
可婁と何て○  
甲寅廿二日○  
乙卯五日○辛  
巳年七十年を  
云○丙戌六日  
○兵衛、軍防令  
み、九兵衛者国  
司、簡、郡司、子弟  
強幹便於弓馬  
者、郡別、一人貢  
之和名抄、近

二月壬子朔、高麗遣上部大相桓  
文、下部大相師需婁等、朝貢、因以  
新羅遣奈末甘勿那、送桓文等、於  
筑紫、甲寅、紀、臣堅麻呂卒、以壬申  
年之功、贈大錦上位、乙卯、詔曰、及  
于辛巳、年、檢校親王諸臣及、百寮、  
人之兵及馬、故豫貯焉、是月降大

衛府、兵衛府、衛  
門府、由介比乃  
豆加佐と注せ  
て、舊讀ト子リ  
と点せ、兵衛  
と東宮の舎人  
の如きものふ  
まむ、如此よめ  
るり○推臣を、原本臣を見、本作より、  
上ふとむ、推臣と何とむ改まつ

恩恤貧乏、以給其飢寒、三月辛巳  
朔丙戌、兵衛大分、君稚臣死、當壬  
申、年、大役、爲先鋒、之破瀨田、營、由  
是、功、贈外、小錦上位、

丁亥七日○越  
智、諸陵式、越  
智、崗上、陵、皇極  
天皇、在大和国  
高市郡、志不在  
北越智村東北、  
續紀十四、越  
智、山陵崩壞、長

丁亥、天皇幸於越智、拜後、岡本、天  
皇、陵、巳丑、吉備、大宰石川、王、病、之  
薨、於吉備、天皇聞之、大哀、則降大  
恩、云云、贈諸王、二位、壬寅、貧乏、僧

一十一文廣五  
尺二寸○後岡

尼施綿布ニシマユ

本天皇を、齊明天皇を申○吉備大宰、按ア皇族の任所ニふれむ大宰と云る、他  
にも例ナりて、和名抄ニ太宰を、於保美古止毛知と注せり、初ニ此ニ太宰を置キ、  
て、山陽の擔當を、知しめしり、續紀一ニ、直廣參上毛野朝臣小足、為吉備總  
領と見ユ、たて○石川王、上ニ見ユ、たて○諸王二位と、織縫の階を云る、  
四年、條ニ、制シ、終ル、冠位ニ、諸王の位を分ケ、  
王臣の別を知らしめたり○壬寅廿二日

乙卯五日○定  
諸寺名、按ニ、定  
額の寺も、此時  
不定、たて、續紀  
卅七ニ、延曆二  
年、勅曰、京畿定  
額諸寺、其數有  
限、私自營作先  
既立制云々○  
巴未九日○乙

夏四月辛亥朔乙卯、詔曰、商カ量諸  
有食封寺、所由ヨシ而、可ハ加ハ之、可ハ除ヤム

除之、是日定諸寺名也、巴未、祭廣  
瀨龍田、神、五月庚辰朔甲申、幸ニ于

吉野宮、乙酉、天皇詔皇后及草壁、

皇子、尊、大津、皇子、高市、皇子、河嶋、

皇子、忍壁、皇子、芝基、皇子、曰朕今

日與汝等、俱盟オホニハニ于庭、而千歲之後、

欲無事、奈之何、皇子等共對曰、理

實灼然、則草壁、皇子、尊、先進盟曰、

天神地祇、及天皇證也、吾兄弟長

幼、并十餘、王、各出于異腹、然不別

同異、俱隨天皇、勅而相扶、無忤、若

自今以後、不如此盟者、身命亡之

○日本紀標注卷之二十四

○三十三

云朕男等各異腹而生ふどりるも、いりある意ありむ、猶後考を俟むしす○證也、皇極紀不、審察をよみ、天智紀に證知云々、明、思、得たる意あり○十餘王、紹運録に記せる、男女十七王の中、皇子十柱、然れど何れを指せざりむ、詳ならず○異腹も、異母兄弟之○不別、原本別を列し、誤りて○抱其六皇子も、幼稚の狀に書りたる文、清寧紀に、來目部小旆云々、元德計弘計畏敬兼抱し、云、此二王を記し、其二柱、王子坐左右、膝上、くはり、時二王子も、御年三十、不過坐し、を、如此記せるも、上、み、お、お、じ○丙戌七日○巳

子孫絶之、非忘非失矣、五皇子以次相盟、如先、然後、天皇曰、朕男等各異腹而生、然今如一母同產、慈之、則披襟抱其六皇子、因以盟曰、若違茲盟、忽亡朕身、皇后之盟、且如天皇、丙戌、車駕還宮、巳丑、六皇子共拜天皇於大殿前

丑十日○壬申  
廿三日○乙亥  
廿六日○大伴  
杜屋連、父祖詳  
あらむ○甲申  
六日○壬辰十  
四日○乙未十  
七日○葛城王  
し記及紹運録  
不、撰、み、敏達天  
皇の御子、同  
名、ら、と、ど、天皇  
崩御、今年、み、至  
る、九十四年、を  
經、た、れ、む、其、へ  
と、も、慥、み、云、り  
た、し、猶、考、べ、し  
○諸氏貢女人、

六月庚戌朔、氷零大如桃、子壬申、零、乙亥、大錦上、大伴、杜屋連、卒、秋、七月、巳卯朔、甲申、零、壬辰、祭廣瀨、龍田、神、乙未、四位、葛城、王、卒、八月、巳酉、朔、詔曰、諸氏貢女人、巳未、幸泊瀨、以宴迹、驚淵、上、先是、詔王卿曰、乘馬之外、更設細馬、隨名、出之、即自泊瀨、還宮、之日、着群卿、儲細馬、於迹、見、驛家、道、頭、皆令馳走

後宮職員令子、凡諸氏氏別貢女、皆限年三十以下、十三以上、雖非氏名、欲自進仕者、職、○已未十一日、○迹驚淵、枕冊子、淹しとゞろきの淹、ハクシカシクはしく、おろしりしうらむ、大和志、存城上郡白川村、○玉卿、諸王と三位以上とを云、○細馬、孝德紀、注せ、○迹見驛、添下郡ふる、崇神紀、注、つ、鳥見と同地、ふり、す、混、ハ、ウラ、す、○庚午、  
廿二日、○縵造、姓氏録、出、自、百濟人、伯也、氏人、縵紀、卅六、  
○縵連、宇陀麻呂、日本後紀、廿、  
○縵連、家繼、ふ、  
○見、少、十二年、  
條子、縵造、賜姓、日連、原本、縵を、傷、誤、り、叙、紀、不、知、て、改、む、○嘉禾、上、小、見、  
也、  
○癸酉、廿五日、○大宅王、詳、ふ、ら、ず、○癸巳、十六日、○庚子、廿三日、  
巴酉、二日、○聞、  
暴惡の、暴を、原、

庚午、縵造、忍勝、獻嘉禾、異畝同類、  
癸酉、大宅王薨、九月、戊寅朔、癸巳、  
遣新羅使人等、返之、拜朝、庚子、遣  
高麗使人、遣耽羅使人等、返之、共  
拜朝廷、  
冬、十月、戊申朔、己酉、詔曰、朕聞之、

本異、不、作、と、て、  
通證、不、改、た、る  
○縵、  
職員令、彈正、臺  
小、大、忠、一、人、掌  
巡、察、内、外、糾、彈  
非、違、  
○戊、午、十、  
一、日、  
○庚、申、十、  
三、日、  
○法、服、僧  
尼、令、  
允、僧、尼  
聽、著、木、蘭、青、碧  
皂、黃、及、壞、色、等  
衣、餘、色、及、綾、羅  
錦、綺、並、不、得、服  
用、違、者、各、十、日  
苦、使、  
○馬、從、者  
委、女、蕃、式、不、見、  
道、路、過、三、位、以、  
上、  
隱、五、位、以、上、  
敎、馬、相、憚、而、過、

近日暴惡者多在巷里、是則王卿等之過也、或聞暴惡者、煩之忍而不治、或見惡人、也、倦之匿以不正、其隨見聞以糾彈者、豈有暴惡乎、是以自今以後、無煩倦而上責下、過下、諫上、暴乃國家治焉、戊午、地震、庚申、勅制僧尼等、威儀及法服之色、并馬從者往來巷闈之狀、

甲子十七日 ○  
阿含を新羅官  
十七等の第六  
等あり、原本阿  
を河ふ誤るり  
沙喰を第八等  
の官あり、共  
東国通鑑ふ見  
さた？ ○騾、和  
名抄牛馬部、  
騾、驢、父馬母所  
生也とありて、  
訓を洩せれば、  
字鏡集色葉字  
類抄等ふ、ウサ  
ギウマと注せ  
る ○駱駝を推  
古紀ふ見とた

甲子、新羅遣阿含金項那、沙喰薩  
藁生、朝貢也、調物、金銀鐵鼎、錦布  
皮馬、狗騾、駱駝之類、十餘種、亦別  
獻物、天皇皇后太子、貢金銀刀旗  
之類、各有數、是月勅曰、凡諸僧尼  
者、常住寺内、以護三寶、然或及老  
或患病、其永卧陝房、久苦老病者、  
進止不便、淨地亦穢、是以自今以  
後、各就親族及篤信者而立一二

○常住寺内、  
僧尼令ふ、九僧  
尼非在寺院、別  
立道場、聚衆教  
化、并妄說罪福  
云々、依律科罪  
庚寅十四日 ○  
巳亥廿三日 ○  
倭馬飼部造也、  
姓氏録ふ洩た  
る、氏人も續紀  
十三、養得馬  
飼連乙麻呂と  
ありのみ、十二  
年、倭馬飼  
造賜姓曰連 ○  
上寸主、姓氏録ふ、上、村主、陳思王植之後也、寸主村の省文、村主と雄略紀身狹村  
主ふ、注せり ○置關於龍田山、大和志小、關屋、趾在平群郡立野村、西天文八年收  
立野關錢事、見信貴山寺日録 ○大江山と山城と丹波との堺小在て山城小属  
る、或人丹波国、桑田郡小属と云るも、万葉十二、丹波道之大江山之真玉葛と、

舎屋于間處、老者養身、病者服藥  
十一月丁丑朔庚寅、地震、巳亥、大  
乙下倭馬飼部、造連、爲大使、小乙  
下上、寸主、光久、爲小使、遣多禰、嶋、  
仍賜爵一級、是月初置關於龍田  
山大江山、仍難波築羅城

つろを誤たるあり、和名抄、山城国乙訓郡郷名、大江、於保江と注し、諸陵式、大枝陵とつろも同地あり、續後紀十二、令國山城国五道、清原真人秋雄守大枝道、○羅城、續紀十七、於羅城門、同廿四、大使今毛人到羅城門、称病而留、三代實錄二十、稱羅城門者、是周之固門、唐之京城門、西都謂之明德門、東都謂之定鼎門、其義未詳、但大唐六典注云、自大明宮夾東羅城、復道、經通化門、磴道而入、興慶宮焉、今案其文勢、蓋此羅列之意乎云々、猶拾芥抄云、云々も同説、帝都の郭外、羅城は意あり、平城の羅城門、郡山の東不在、しと、大和志、不見、平安城の朱雀街、南四塚町、存在、しと、山城志、不見、通證、訓蒙字會、郭、俗稱羅城と、つろを引り、難波不在、しも、其意あるべし

戊申二日○大辟罪、續紀四十、大辟已下罪、無輕重云々、此外大赦行ゆる、毎々、此語、死罪を云、○伊

十二月丁未朔戊申、由嘉禾、以親王諸王諸臣、及百官人等、給祿各有差、大辟罪以下悉赦之、是年紀伊國伊刀郡、貢芝草、其狀似茵莖

刀郡、和名抄、伊都不作、

長一尺、其蓋二圍、亦因幡國貢瑞

○芝草、皇極紀、不見、

稻、每莖有枝

瑞稻、上不見、

九年春正月丁丑朔甲申、天皇御

向小殿、

于向小殿、宴王卿於大殿之庭、是

謂向、向于正殿也、謂、對矢也、

日忌部、首、賜姓、曰連、則與弟色

と云々、○忌部、首、

弗共悅、拜、癸巳、親王以下、至于小

記曰、上讀於比、

建、射南門、丙申、攝津國言、活田村

止、下讀、如字倍、

桃李實也

首をコウトとよみて、上不見、を、忌部、首、子人と、同入、説、り、る、非、あり、子、人、を、續、紀、二、小、子、首、を、作、す、即、子、首、の、略、を、首、の、一、字、を、コ、ウ、ト、と、訓、べ、き、理、

本きを去はべし○色弗持統紀色夫知小作、續紀正五位上忌部宿禰、色布知、卒と何？○癸巳十七日○小建元初位の冠あり○活田、和名抄八部郡郷名注田○癸亥十八日○鼓音、隋書五行志志小、有物赤色、大如斗、自天墜、鎔所、隆々有聲、齊書五行志有物如人、長數丈青色直上、天有聲如雷○辛未廿六日○鹿角、原本麟角作より、今一本小、廻る○麟角、和名抄麒麟、仁獸也、牡曰麟

二月丙午朔癸亥、如鼓音、聞于東方、辛未、有云、得鹿角於葛城山、角本二枝而末合、有突、突上有毛、毛長一寸、則異以獻之、蓋麟角歟、壬申、新羅仕丁八人、返于本土、仍垂恩以賜祿有差、三月丙子朔乙酉、攝津國貢白巫鳥芝、鳥、此云、戊、幸于菟田、吾城

北曰麟、其鄰三音と注して、訓を傳ず、詩周南麟趾の注麟角未有肉、示有武不用、原本麟を麟小作より、通證不改たる小従ふ○壬申廿七日○乙酉十日○白巫鳥、新撰字鏡鳥をよみ、和名抄不鳴をよめ、夫木集廿七雨ふれむ、垣根の去と、を及ぬとて、轉々くらす、春の山本、大和本草シト、淡赤色、又淡黒色アリ、腹青黄ナルアリ、頰白アリ、ミヤマホシロアリ是頭ニ有勝カシラ高ト云、アリ、是モホ、白ノ類、有勝頰赤アリ、ウス赤シ青シト、アリ凡シト、モ類多シ、皆紫短ク尾長シ、共ニ毛ノ内ニ、黒ク長キ文アリ云々○戊戌廿三日○菟田吾城、上注しつ

乙巳原本己を脱せ、長曆を推て補ふ○甲寅十日○乙卯十一日○橘寺類聚国史三十四、天長四年正月、敕以在大和国高市郡、贈皇右壻田十町、限今以後、除為國、大寺二三以外、官賜祿各有差、是月勅允諸寺者自



御世施入橘寺  
大和志小、在高  
市郡橘村、菩提  
寺一名橘寺云  
々○巳巳廿三  
日○官司莫治  
云々、按不佛法  
全盛の世、不  
らり、る嚴制  
あり、甚尊き  
業あり、りし、續紀三十七、勅曰京畿定額諸寺、其數有限、私自營作先、既立制云  
々、如經年代、無地、不寺、宜嚴加禁斷云々、猶引出べ、亦も、り、と、略、案、不佛法の盛  
衰、と、世、と、共、み、り、ふ、る、を、彼、を、して、跋扈、お、ら、し、む、は、と、官司の心より致す業、ふ  
る、近、と、親、鸞、派、の、世、を、を、ま、あ、ひ、人、を、惑、も、し、遂、に、豐、國、社、の、神、策、み、も、及、び、り、た  
き、ふ、至、る、を、や、嗚、呼、後、年、國、害、を、作、む、も、の、と、彼、宗、徒、の、外、も、を、り、ら、じ、か、し、○  
嘗、有、功、集、解、不、壬、申、之、年、大、伴、連、第、吹、負、按、高、坂、王、飛、鳥、寺、西、觀、下、營、蓋、此、時、有、接  
官、軍、之、功、也、と、云、々、○官司、原本、司  
を、脱、せ、り、類、聚、國、史、に、擬、て、補、ふ

司莫治、唯其有食封者、先後限、三  
十年、若數年滿、三十、則除之、且以  
爲飛鳥寺、不可關于司治、然元爲  
大寺、而官司恒治、復嘗有功、是以  
猶入官治之例

丁亥十三日○  
乙未廿一日○  
辛丑廿七日○  
星川臣姓氏錄  
小、星川朝臣、武  
内宿禰之後也  
敏達天皇御世  
依居地賜姓星  
川朝臣と云々  
朝臣と臣と作  
るべし、十三年  
條、小、星川臣賜  
姓曰朝臣、居地  
と云、和名抄、小  
大和國、山邊郡  
郷名星川、保之  
加波と云々○  
戊申五日○須

五月乙亥朔、勅、絶、繇、糸、布、以、施、于  
京内二十四寺、各有差、是日始、説  
金光明經、于宮中及諸寺、丁亥、高  
麗遣南部大使卯問、西部大兄俊  
德等、朝貢、仍新羅遣大奈末考那  
送高麗、使人卯問等、於筑紫、乙未、  
大錦下秦造經手卒、由壬申年之  
功、贈大錦上位、辛丑、小錦中星川  
臣麻呂卒、以壬申年功、贈大紫位、

那上、項那、小作也、孰是、  
らむ○灰零、十  
四年三月、小、灰  
零、續日本後紀七、小、河内、參河云々、十六国一一相續言、有物如灰、從天而雨、累日  
不止云々、老農多此物、米華、南史五行志、小、梁大同三年、雨、灰、黄色○丁巳十四日  
○戊寅五日○  
縣犬養連、原本  
縣字を脱せ、  
又大伴を或、大  
伴、作、且、俗、也  
何、○辛巳八  
日○癸未十日  
○朱雀十年七  
月、條、小、見、少、  
治部式、小、赤、雀  
を、上、端、小、載、せ  
續紀卅八、小、孫

六月甲辰朔戊申、新羅、客須那等  
歸國、辛亥、灰、零、丁巳、雷電之甚也  
秋七月甲戌朔、飛鳥寺、西、槻、枝、自、  
折、而、落、之、戊寅、天皇幸縣、犬養連  
大伴家、以、臨、病、即降大恩云云、是  
日、零、之、辛巳、祭廣瀨龍田、神、癸未、  
朱雀在、南門、庚寅、朴、井、連、子、麻呂、  
授、小錦下、位、癸巳、飛鳥寺、弘聽僧

此瑞應圖を引  
て、曰、赤雀者瑞  
鳥也、王者奉已、  
云々、此外支那書、小、例を引、小、違、り、ず、原本南門、上、の、在、を、有、小、作、と、り、類聚回  
史、小、按、て、改、む、○庚寅  
十七日○癸巳廿五日  
丙申廿三日○  
戊戌廿五日○  
納言を、和名抄  
小、毛乃萬宇須  
豆加佐、職員令  
の義解、謂、納  
言、王者喉舌之  
官也、言、納、下、言、  
於、上、宣、上、言、於  
下、也、是、を、書、聲  
與、小、命、以、作、納  
言、同、益、被、小、工

終、遣、大津、皇子、高市、皇子、吊之  
丙申、小錦下三宅、連石床卒、由、壬  
申年、功、贈大錦下、位、戊戌、納言兼  
宮内卿、五位、舍人、王、病、之、臨、死、則  
遣、高市、皇子、而、訊、之、明日卒、天皇  
大驚、乃、遣、高市、皇子、川嶋、皇子、因  
以、臨、殯、哭、之、百寮者、從、而、發、哀

以納言とつる、ふどより出たる字と○宮内卿和名抄子、宮内省、美夜乃字知乃  
 都加佐、職員令ふ、宮内卿一人、掌出納諸国調、雜物春米、官田及奏宣御食、産、諸方  
 口味、事○舍人  
 王詳あらず○  
 丁未五日○法  
 官人、式部省  
 の官人○丙辰  
 十四日○辛巳  
 九日○朝孀、  
 大和国葛上郡  
 の地名、仁  
 徳紀ふ、阿佐豆  
 磨能、避、能鳥  
 瑤、箇鳥とつる  
 小注しつ○長柄社、神武紀ふ、委注しつ、ナガラと訓べし○馬的、舊讀ウマユカ  
 とつれど、叙紀の秘訓ふ、ウマユミモ、よめる小従ふ、和名抄子馬射を、字末由美  
 と注せり○乙未廿七日○巳  
 亥廿七日○桑内王、詳あらず

八月癸卯朔丁未、法官、人貢嘉禾、  
 是日始之三日雨、大水、丙辰、大風、  
 折木、破屋、九月癸酉朔辛巳、幸于  
 朝孀、因以、看大山位以下之馬、於  
 長柄社、乃、俾馬的射之、乙未、地震  
 巳亥、桑内、王卒於私家

乙巳四日○各  
 絶、原木各を冬  
 小作、り、通證  
 小改、れり、小従  
 ふ○沙弥、齊明  
 紀、注せり○  
 白衣、俗人を  
 云、○甲戌三日  
 ○東方明、北史  
 長歳傳ふ、夜見  
 赤野、光照、數百  
 里○乙亥四日  
 ○戊寅七日○  
 辛巳十日○癸  
 未十二日○藥  
 師寺、類聚、国史  
 百七十七、天長  
 七年九月、今、藥

冬十月壬寅朔乙巳、恤京内、諸寺、  
 貧乏、僧尼、及百姓、而、賑給之、一、每  
 僧尼、各絶四匹、縣四屯、布六端、沙  
 彌及白衣、各絶二疋、綿二屯、布四  
 端、十一月壬申朔、日蝕之、甲戌、自  
 戌至子、東方明焉、乙亥、高麗人十  
 九人、返于本土、是當後、翌本天皇、  
 之喪而、吊使留之、未還者也、戊寅、  
 詔百官曰、若有利國家、寬百姓之

師寺、毎年設最  
勝王經之會、中  
納言從三位、兼  
行中務卿直世  
王、奏稱、此寺、淨  
御原、天皇、為皇  
后而所建立也、  
皇后、近江、帝之  
女、柔範、光暢、畢  
贊天倫、皇帝嘉  
竈、建斯、仁祠、而、創基未竟、官車晏駕、皇后含悲歸佛、終成寶刹、云々、大和志高市郡  
條子、藥師寺廢寺、在本殿村、礎石尚存、天武天皇建後、遷于平城、右京云々、同添下  
郡、條子、藥師寺在砂村、一名西京寺、養老中、復移于此、云々、色葉字類  
抄子、聖武天皇御宇、天平元年二月二十九日建と、らるぞ正き傳、ある  
丁亥十六日○  
月蝕、和名抄子  
秋名云、日月蝕  
曰蝕、稍小、浸虧

術者、詣闕、親申、則詞合於理、立為  
法則、辛巳、雷於西方、癸未、皇后體  
不豫、則為皇后誓願之、初、興藥師  
寺、仍度一百僧、由是得安平、是日  
赦罪

之病、明日惠妙僧終、乃遣三皇子  
丁亥、月蝕、遣草壁皇子、訊惠妙僧、

如虫、食草木、葉、  
故、字從虫、食也  
云々、日食を推  
古紀云、日有蝕  
盡とよえれ、  
月食も准訓べ  
し○惠妙、上ノ  
同名の僧、ら、  
混べ、ら、ら、ず、其  
孝德天皇大  
化元年、紀云、以惠妙法師、為百濟寺、寺主、同白雉五年、紀の細字云、僧惠妙於唐死  
とらるを、元亨、秋書云、此二人を一人と失、大化元年、孝德帝、敕、為百濟寺、主  
白鳳八年、病云々、其杜撰見らべし○乙未廿四日○習言者も、皇  
語を習ふ者○丁酉廿六日○辛丑晦日○臘子鳥上ノ注せ也  
壬申二日○癸  
酉三日○丁丑  
七日○向小殿  
上ノ見、正、た、也

而吊之、乙未、新羅遣沙湊金若弼、  
大奈末金原外、進調、則習言者三  
人、從若弼至、丁酉、天皇病之、因以  
度一百僧、俄而愈之、辛丑、臘子鳥  
藏天、自東南飛、以度西北

十年春正月、辛未朔壬申、頒幣帛  
於諸神祇、癸酉、百寮諸人拜朝廷、

○内安殿、拾芥抄、大極殿の外舎、小安殿、  
し、か、れ、む、安殿ニ、つ、ま、て、其、  
小内外の名、  
草部吉士、皇極紀、み見、  
る、草壁、吉士、  
あ、あ、じ、原本、  
を、志、ふ、作、  
例、み、符、も、  
む、改、つ、  
十一日、  
十七日、  
十九日、  
○神宮

丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王、引入内、安殿、諸臣皆侍于外、安殿、共置酒、以賜樂、則大山上草香部吉士、大形、授小錦下位、仍賜姓、曰難波、連、辛巳、勅境部、連石積、封六十戸、因以給、絶三十足、綿百五十斤、布百五十端、釵一百只、丁亥、親王以下、小建以上、射于朝廷、巳丑、詔畿内及諸國、修理天

も、伊勢大神宮を申、  
五日、  
皇極紀、  
○定律令、  
小天智朝、  
撰、  
を、  
斯、  
へ、  
今、  
眼、  
戊辰、  
阿倍夫人、  
智天皇の妃、  
て、阿倍倉梯麻呂の女、  
日、  
○富麻公豐濱、

社地社神宮、二月庚子朔甲子、天皇皇后、共居于大極殿、以喚親王諸王及諸臣、詔之曰、朕今更欲定律令、改法式、故俱修是事、然頓就、是、務、公事有闕、分人應行、是日立、草壁皇子、尊為皇太子、因以令攝、萬機、戊辰、阿倍夫人薨、巳巳、小紫位當麻公豐濱薨

癸酉三日○丙戌十六日○廣瀨王、万葉八小、小治田廣瀨、とらふて、父祖詳ふらず、續紀九小、散位正四位下、廣瀨王卒○竹田王も父祖詳ふらず、持統紀小、淨廣肆竹田王為判事、續紀六小、散位從四位上、竹田王卒とらふて、本小竹を以小作とらふ、日本記畧小校、て改、引つ

三月庚午朔癸酉、葬阿倍夫人、丙戌、天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、大錦下上毛野君三千、小錦中忌部連首、小錦下阿曇連稻敷、難波、連大形、大山上中臣連大嶋、大山下平群、臣子首、令記シレシ定サカサ帝紀マシキコト、フシ及上古諸事、大嶋子首親執筆、以録焉、庚寅、地震甲午、居マシテ天皇

○桑田王、紹運録小、敏達天皇の孫、考人の大凡皇子の男と記せや？○三野王、上小見ミとらふり○上毛野君三千、下小卒とらふり○中臣連大嶋、持統紀小、神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神、壽詞、懷風藻、小、大納言直大貳と記し、此紀の末、藤原ともあるせや？○帝紀古事記の序、小依、小、其、釋、畢、さ、り、し、小大そ○庚寅、廿日○甲午、廿四日○居天皇の居、宇、天皇、下小在る意、小見るべし

新宮、井上、而、試發鼓吹之聲、仍令調習、  
四月己亥朔庚子、祭廣瀨龍田神、  
辛丑、立禁式イサノ、シキ九十二條、因以詔之、  
曰、親王以下至庶民、諸所服用、  
金銀珠玉、紫錦繡綾、及氎褥冠帶、  
并種種雜色之類、服用各有差辭、

○日本紀標注卷之二十四

○四十四

し、猶庶人の礼  
服、常服等を記

### 具有詔書

せり、披見べし。○金銀珠玉紫錦及云々、職員令に内藏寮頭一人、掌  
金銀珠玉寶器、錦綾、毳褥、義解、不自生為珠作、為玉、撥毛、為褥、帶者也

庚戌十二月日 ○ 錦織造、姓氏録  
小、錦部連、百濟  
國速古大王之

後也とりて、此  
姓、神別にも有、  
て混じりし仁徳  
紀錦織、首許呂  
斯、敏達紀錦織  
壺ふど、併見る  
べし。○田井直、  
舊事紀、物部  
金弓、連、公、田井  
連、祖、又物部目

直縣、忍海、造鏡、荒田、能麻呂、大狗、  
次田、倉人、椹足、  
武規、此云、石勝、川内、

造百枝、足坏、倭、直龍麻呂、門部、直  
大嶋、穴人、造老、山背、狗、烏賊、麻呂、

并十四人賜姓、曰連、乙卯、饗高麗、  
客卯問等、於筑紫、賜祿有差

古、連、公、田井、連、祖とりて、氏人も續紀四十、甲斐國山梨郡人、外正八位下要  
部、上麻呂等、改本姓、為田井。○次田、天智紀に注せり。○倉人と椹足と石勝と、三  
人の名ふして、次田氏あり。○川内直、欽明紀に注せり。○忍海造、神功紀に見る  
た。○荒田、上の荒田尾、直と同姓あり、姓氏録に荒田直、高麗命五世孫、劔根  
命之後也。○大狗造、姓氏録に、大狗、連、高麗國、溢士福貴王之後也とりて、此、小連  
を賜たりと、百枝と足坏と二人のみ、ふべて二十二年、條子、大狗造賜姓、曰連と  
りると見るべし、持統紀に、以直廣肆贈大狗連百枝、并賜賻物とりて、卒日を  
脱せり、足坏を大狗氏あり。○倭直、神武紀に見るなり。○門部直、孝德紀に注せ  
り、次の十二年、條子、門部、直賜姓、曰連とりて、此、小連を賜るも、大嶋のみ。○穴  
人造、崇神紀に注せり。○山背狗、姓氏録、山城國諸蕃、小狗造、高麗國主夫連王之  
後也。○乙卯十  
七日。○巳卯十  
一日。○皇祖御  
魂を、御代々々  
の天皇とちの  
御靈を祭、ひ  
しあり。○宮人  
を女官を云、後

日詔曰、凡百寮諸人、恭敬宮人、過  
之甚也、或詣其門、謁已之訟、或捧  
幣以媚於其家、自今以後、若有如

○日本紀標注卷之二十四  
○四十五

宮職員令の義  
解、婦人仕官  
者之惣號也と  
り、實、官人  
小西從もるも  
古、よりの弊、  
て、外夷、も多  
り、○過之も  
過之の誤、  
誤、○癸卯五日  
辛未四日、  
女臣、舒明紀、  
注セ、  
と、下、筑羅、  
作、  
十日、  
日、  
事根源、

此者、隨事、共罪之、甲午、高麗卯間  
歸之、六月巳亥朔癸卯、饗新羅客  
若弼、於筑紫、賜祿各有差、乙卯零  
之、壬戌地震、  
秋七月戊辰朔、朱雀見之、辛未、小  
錦下采女、臣竹羅、爲大使、當摩、公  
楯、爲小使、遣新羅國、是日小錦下  
佐伯、連足、爲大使、小墾田、臣麻呂

ら、といふも  
百官、  
く、朱雀門、  
つ、ま、  
ま、待、  
月、十二、  
び、  
皇、の、  
そ、  
る、  
る、  
る、  
年、  
後、  
々、  
實、  
ふ、  
せ、  
み、

爲小使、遣高麗國、丁丑、祭廣瀨龍  
田、神、丁酉、令天下悉大解除、當此  
時、國造等、各出、  
解除、閏七月戊戌朔壬子、皇后誓  
願之大齋、以說經於京内、諸寺  
る、  
年、  
後、  
々、  
實、  
ふ、  
せ、  
み、



丙子十日○丁卯、朔、下、原本丁丑大錦、下上毛野君三千卒の十二字有り、集解、削て、壬午上、加、た、る、み、從、ふ、○三韓諸人も、先、み、歸、化、せ、し、人、ども、な、る、○丁丑十一日○壬午十六日○白茅、鷓、皇極紀、み、休、留、を、イ、ヒ、ト、ヨ、と、よ、を、原、本、鷓、を、鷓、み、作、り、類、聚、國、史、み、撰、り、て

八月丁卯朔丙子、詔三韓諸人曰、先日復十年調稅、既訖、且加以、歸焉、丁丑、大錦下上毛野君三千卒、壬午、伊勢國貢白茅、鷓、丙戌、遣多禰、鳴、使人等貢多禰國圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、切髮、草、裳、粳、稻、常豐、一植兩收、土毛支子莞子、及種種海物等多、是日若

改む○丙戌廿日○多禰、鳴、此

彌歸國

鳴人六年、紀不見、延九、續紀四和銅二年六月、勅自大率率已下、至于品官事力半減、唯薩摩多禰兩國云々、不在、減例、類聚三代格、天長元年九月三日、格、太政官謹奏、停多禰、鳴、隸大隅國事、右參議太宰大貳從四位下、小野朝臣峯守等解俸、謹檢案内、太政官去二月十一日、符、傳、件、鳴、南居海中、人、兵、乏、弱、在、於、國、家、良、非、打、城、又、鳴、司、一、年、給、物、准、稻、三、万、六、千、餘、束、其、鳴、貢、調、鹿、皮、一、百、餘、領、更、無、別、物、可、謂、有、名、無、實、多、禰、少、益、右、大、臣、宜、奉、勅、宜、勤、利、害、言、上、者、南、溟、淼、々、無、國、無、敵、有、損、無、益、一、如、符、旨、須、停、鳴、隸、大、隅、國、計、其、課、口、不、足、一、鄉、量、其、土、地、有、餘、一、郡、能、滿、合、於、取、謨、益、救、合、於、熊、毛、四、郡、為、二、於、事、得、便、云、々、夫、の、熊、毛、と、云、ど、上、代、の、多、禰、鳴、み、て、今、も、種、子、鷓、と、書、り、り、大、隅、を、去、こ、と、南、百、八、里、の、洋、中、み、在、り、て、周、迴、百、七、十、四、里、と、云、々、○一、植、兩、收、原、本、植、を、蕪、み、兩、を、兩、み、誤、り、叙、紀、み、撰、り、て、改、む、○支、子、も、新、撰、字、鏡、み、久、知、奈、之、と、注、し、和、名、抄、み、施、子、を、よ、み、實、可、深、黃、色、者、也、と、注、せ、り、新、古、今、集、み、五、月、む、か、ま、物、へ、は、り、り、る、ち、み、い、と、ま、ろ、く、口、を、し、の、は、り、る、を、こ、れ、も、何、の、も、な、ど、と、人、み、と、ひ、侍、り、れ、ど、申、さ、さ、り、れ、ど、小、弁、ろ、ち、と、す、を、ち、方、人、み、と、し、一、む、こ、へ、ぬ、か、ら、み、去、る、も、れ、り、み、○莞、子、和、名、抄、み、莞、可、以、為、席、者、也、和、名、於、保、井、と、注、せ、り、万、葉、十、四、み、可、美、都、氣、奴、伊、奈、良、能、奴、麻、能、於、保、為、具、左、云、々、是、と、蘭、の、大、ま、る、も、の、み、て、九、深、綠、み、し、て、澤、中、み、生、じ、

長七八尺許、俗フト井ともマルスゲともマルコモとも云、刈乾て席と見る  
 小、和ふるものあり、舊讀カマと云はれど、カマを蒲ふて、其穂を採、火口ヒノコを添ふ  
 のあり ○巳亥  
 三日 ○辛丑五  
 日 ○赤龜と河  
 龜ふて、和名抄  
 小も、鼈をよめ  
 とど、其ふも、乃  
 らげ、俗小菘、龜  
 とも、蓬萊、龜と  
 も云、る龜ある  
 べし、元真集、小  
 かそ、る老も、今  
 万代ともろと  
 小み、浪のそと  
 みて、住どとと  
 らむ、○嶋宮池と、大和國高市郡キタノに在りて、上ウヘに注せり、万葉二、嶋宮池、上ウヘに有、飛鳥  
 とりる池あり ○甲辰九日 ○理官を治部省ふて、和名抄、平佐牟留都加佐と

九月丁酉朔巳亥、遣高麗新羅使  
 人等共至之、拜朝、辛丑、周芳、國貢  
 赤龜、乃放嶋宮池、甲辰、詔曰、凡諸  
 氏、有氏上未定者、各定氏上、而申  
 送于理官、庚戌、饗多禰嶋、人等于  
 飛鳥寺西河邊、奏種種樂、壬子、彗  
 星見、癸丑、熒惑入月

注せり ○庚戌十四日 ○壬子十六日 ○癸丑十七日 ○熒惑、扶桑略記、敏達天  
 皇九年六月、有人奏曰、有土師連八嶋、唱歌絶世、夜有久來、相和爭歌、音聲非常、八  
 嶋異之、追尋至住吉濱、天曉入海者、耳聰王子奏曰、是熒惑星也、此星降化、為久遊  
 童子、間、好作謠歌、歌未然、事蓋是星欵云々、年治云、是も甚偉イサナなり、此耳聰王も、  
 即聖德太子みて、彼太子も四十九ふて、推古天皇二十九年、小薨、たれむ、敏達天  
 皇九年ふて、甫七歳あり、か、とむ何の弁もあき時多しを、世小何ぞ珍奇を  
 云、出ても、彼太子も附託をほこと、是のみみそ、乃らげ心して見るべし、續紀九  
 小熒惑を、ヒナツボシとよめり、夫木集十九小、乃らまのはら、南ふめぐるむ、つ  
 星、何のくさとも、とよさととみと、平氏太子傳、敏達天皇の御歌とて、そ、ダヤ  
 どの、いらく小名のる声たど、たしく小名の、何のくさとも、とらる御歌、小  
 右のむあり、乃らし、の哥も、星の返歌ありと記せり、トヨサトとて、豊聰みて、太子  
 を云、是、是らの問答、惣て上代の詞、乃ら、ず、一向の妾作ふるを、知るべし、和訓  
 栞二編、南ふらる星ふれむ、日熟星と云、漢書天文志、熒惑出、則有大兵、入  
 則兵散、晋書天文志、小光熙三年、熒惑犯紫微、占曰、當有野死之王、又為火燒宮云  
 々 ○癸未十八  
 日 ○乙酉廿日  
 ○霞錦、原本錦  
 霞不作と、り、通

冬十月丙寅朔、日蝕之、癸未、地震  
 乙酉、新羅遣沙喙一吉、飡金忠平、

證小錦霞當作  
霞錦見朱鳥元  
年紀と云る小  
従ふ、紀紀小私  
記云、此幡之製  
似朝霞之色、故  
名通證小又曰  
萬葉集所謂昔  
刺日、即此と云  
？然む赤地の  
錦あるべし○  
庚寅廿五日○  
竟見、終靖紀小  
立標をよみ、雄  
略紀小、心許を  
よみ、皇極紀小  
意氣をよめ、  
即心映ふて、真

大奈末金壹世、貢調、金銀銅鐵、錦  
絹鹿皮、細布之類、各有數、別獻天  
皇、皇后太子、金銀霞錦、幡皮之類、  
各有數、庚寅、詔曰、大山位以下、小  
建以上、人等、各述意見、是月天皇  
將蒐於廣瀨野、而行宮、構訖、裝束  
既備、然車駕遂不幸矣、唯親王以  
下、及群卿皆居于輕市、而檢校裝  
束、鞍馬、小錦以上、大夫、皆列坐於

字伊勢物語、  
心波江阿流歌  
奉給、とら？、本  
朝文粹小、善相  
公意見十二箇  
條を記し、公式  
今小、凡有事陳意見欲封進者、即任封上、云々、義解不意者、心所意也、見者目所見  
也、皆是志在忠正、披陳國家之利害者也、○蒐字、鏡集類聚名義抄等小、カリと注  
せ、爾雅小蒐、聚也、注小春獵為蒐、蒐者、以其聚人衆也、續後紀十小、春蒐、蒐、秋獮、釣  
而不網、云々、古玉篇小、蒐、ハルノカリと注せ、是所謂片くらか？あり、因云世  
の哥人ら、山小、故じ？花を尋るを、櫻狩と哥小よ、多るを、甚じき誤、ふて、春狩と  
云、意あり、紅葉狩も准、志はべし、初此十月小、行宮を作、つるを、來春のまうけの  
意、ふて、蒐字を書ける、今按、小唯狩小かよ、したるのみ、ふて、別小意  
え、ふさきり、○廣瀨野、大和國廣瀨郡小、ら？、○輕市、高市郡小、ら？  
丁酉二日○甲  
戌十日○癸巳  
廿九日○柿木  
臣、十三年條

樹下、大山位以下者、皆親乘之、共  
隨大路、自南行北、新羅使者至而  
告曰、國王薨

十一月丙申朔丁酉地震、十二月  
乙丑朔甲戌、小錦下河邊、臣子首

子賜朝臣と云  
？、後、續紀四  
み、從四位下柿  
木朝臣佐留卒  
姓氏録、柿木  
朝臣、天足彦國  
押人命之後也  
敏達天皇御世  
依家、門有樹樹  
為柿木臣、氏、按  
み、万葉、み見、  
たる、柿木朝臣  
人麻呂と此獲を云、るみ、  
持統天皇問曰對九者誰、答曰人也、依之曰人丸と云るも、又附べきみ類れ、か  
むり、歌、み長じたる人の史、み洩べきいとれみれむ、此獲ぞ人麻呂なるべ  
き、因、云、世、み猿九大夫と云、るも、一人の名み、みりて、男女み涉、物み長じたる  
人の字、みありと聞ゆ、されむ此獲を、人麻呂と字して、又猿九大夫とも、名つけし  
みや、今昔物語廿六、十訓抄三、宇治拾遺十、みどみ、猿をサルマロと記せ、一人

遣筑紫饗新羅客忠平、癸巳、田中、  
臣、鍛師、柿木、臣、獲、田部、連、國忍、高  
向、臣、麻呂、粟田、臣、真人、物部、連、麻  
呂、中、臣、連、大嶋、曾禰、連、韓、犬、書、直  
智、德、并、臺、拾人、授、小錦下位、是日  
舍人、造、糠虫、書、直、智、德、賜、姓、曰、連

の名み、みら、すと云、るも、古今の真名序、み、大友、黒主之歌、古、猿九大夫之次也と  
り、黒主と光孝醍醐の、御世の程の人、み、て、其、み、古、み猿九大夫、み、又、紹運  
録、み聖徳太子の孫、弓削、王を号、猿九大夫と注せ、是亦其一人あり、又方丈記  
の、猿九大夫の墓、と云、る、処の首注、み、或、系、圖、云、山背、大兄、王、号、猿九大夫と記せ  
る、大兄、王、と、上、み、引、り、る、弓削、王の父、み、れ、む、父子、共、み、か、る、字、を、負、り、む、切、今  
小倉百首と云、る、み、の、み、猿九大夫、み、て、奥山、み、み、ち、み、み、け、の、哥、を、載、た、  
此歌を、古今秋、部、み、入、て、詞書、み、是、貞の、み、子の家の哥合の、う、た、と、み、て、忠峯  
み、並、び、み、み、人、み、ら、む、と、名、を、隠、せ、  
其皇子の家の歌合、み、猿九大夫も、忠峯と、同席したる人、み、れ、む、延喜の御世、  
も、一人の猿九大夫、み、し、を、志、る、べ、し、世、み、猿九大夫家集と、云、る、み、の、み、巻、初  
み、を、け、の、み、の、み、み、原、み、く、さ、く、み、て、み、哥、を、記、せ、  
連、黒人の妻の歌と、み、み、女、み、も、り、る、字、を、み、負、し、り、び、又、猿九集、み、人、磨、の  
哥も、是、彼、見、ゆ、と、み、猿九、て、み、名、も、獲、より、起、  
然、み、人、麻呂も、後の異名ありと、云、は、  
朝臣真人、為、大宰帥、同、八、み、正、三位、粟田朝臣真人、薨、  
舊事紀、率、天物部、天降供奉、條、み、舍人、造、見、  
貴王之後者、と、み、  
四、多産部、み、筑前国人、舍人、臣、福長女と云、人、見、ゆ

日本紀標注卷二十四終



廿四年十二月十六日納本

